
平成25年 第4回 9月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第2日)

平成25年 9月 5日 (木曜日)

議事日程 (第2号)

平成25年 9月 5日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第1号 平成24年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第2号 平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第3号 平成24年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第4号 平成24年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第5号 平成24年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第6号 平成24年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第7号 平成24年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第8号 平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第9号 平成24年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第11 認定第10号 平成24年度中間市病院事業会計決算認定について

(日程第2～日程第11 質疑・委員会付託)

日程第12 第41号議案 平成25年度中間市一般会計補正予算 (第2号)

日程第13 第42号議案 平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)

日程第14 第43号議案 平成25年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第15 第44号議案 平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

(日程第12～日程第15 質疑・委員会付託)

- 日程第16 第45号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
日程第17 第46号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第18 第47号議案 中間市市税条例等の一部を改正する条例
日程第19 第48号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第16～日程第19 質疑・委員会付託)
日程第20 第49号議案 中間市子ども・子育て会議条例
日程第21 第50号議案 中間市男女共同参画推進条例
日程第22 第51号議案 中間市景観条例
(日程第20～日程第22 質疑・委員会付託)
日程第23 第52号議案 災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入
について
(日程第23 質疑・委員会付託)
日程第24 請願第2号 公的年金の「2.5%削減」を中止する意見書提出を求め
る請願
(日程第24 質疑・委員会付託)
日程第25 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	堀田 英雄君	2 番	植本 種實君
3 番	田口 善大君	4 番	小林 信一君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	草場 満彦君	10 番	中尾 淳子君
11 番	山本 慎悟君	12 番	佐々木晴一君
13 番	安田 明美君	14 番	中野 勝寛君
15 番	原田 隆博君	16 番	下川 俊秀君
18 番	片岡 誠二君	19 番	米満 一彦君

欠席議員（1名）

17 番 井上 太一君

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
市民部長	………	高橋 洋君	保健福祉部長	………	白橋 宏君
建設産業部長	………	後藤 哲治君	教育部長	………	松尾 壮吾君
上下水道局長	………	永野 博之君	市立病院事務長	…	三島 秀信君
消防長	………	安田光太郎君	総務課長	………	園田 孝君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君	財政課長	………	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長	………				柴田精一郎君
市民課長	………	山口 光章君	課税課長	………	貞末 孝光君
環境保全課長	………	安徳 保君			
人権男女共同参画課長	………				古賀 敬英君
生活支援課長	………	石田 浩君	こども未来課長	…	船津喜久男君
福祉支援課長	………	藤田 宜久君	介護保険課長	………	小南 敏夫君
健康増進課長	………	濱田 孝弘君	土木管理課長	………	藤田 晃君
都市整備課長	………	間野多喜治君	下水道課長	………	中嶋 秀喜君
営業課長	………	久野 裕彦君	教育総務課長	………	田中 英敏君
学校教育課長	………	深見 卓矢君	生涯学習課長	………	安永日出男君
市立病院課長	………	芳野 文昭君			
消防本部総務課長	………				新垣 賢司君
予防課長	………	嶋津 淳一君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	熊谷 浩二君

一 般 質 問 (平成 2 5 年第 4 回中間市議会定例会)
平成 2 5 年 9 月 5 日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
佐々木 晴 一	松下市長の選挙公約について 1 0 の選挙公約を挙げておられますが、松下市長が、この 4 年間に取組まれる政策を、まずこれをする、次にこれをする、といった具合に達成目標を含め、時系列的に挙げてください。	市 長
	北九州市との合併について 市長の選挙公約にも「合併問題は、民意をしっかりと反映します。」とあります。市民の民意は北九州市との合併にあると私は確信しますが、もしその民意がはっきりしたときは、松下市長がその先頭に立って実現していただけますか。お気持ちを聞かせてください。	市 長
	中間市生活保護費不正受給調査等委員会の中間報告について 8 月 2 0 日に中間市生活保護費不正受給調査等委員会より中間報告の調査報告書が出ています。 5 月 1 6 日より始まった調査では、新たに 8 件約 1 2 5 万円の疑わしき生活保護費不正受給の案件が報告されています。8 月 2 0 日の段階では、警察に押収されなかった保護台帳の 6 8 . 2 % が、調査終了したとの報告でした。調査は、8 月 2 8 日が終了予定日です。 最終調査結果と、今後の返還請求の進め方、及び再発防止策を市長にお伺いします。	市 長
中 尾 淳 子	集中豪雨対策について ①近年の異常気象による集中豪雨によって、市内においても浸水被害が起きています。豪雨に対する本市の対策について伺います。 ②豪雨災害に強いまちづくりを進めるための本市の施策について伺います。	市 長
	学校給食におけるアレルギー事故防止対策について ①他の自治体において、学校給食で食物アレルギーのある児童が死亡する事故がありました。本市の学校給食における食物アレルギー事故防止についての取り組みを伺います。 ②本市における児童の食物アレルギーの有病率について伺います。	教 育 長

— 一 般 質 問 — (平成 2 5 年第 4 回中間市議会定例会)
平成 2 5 年 9 月 5 日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
掛 田 るみ子	熱中症対策としての教育環境の整備について 各地で最高気温の記録を塗り替えるなど、今年の夏は記録的な猛暑となっています。9月から新学期が始まり、体育祭や運動会の練習も開始されるなか、子どもたちの教育環境の整備として、熱中症対策が急務と考えます。 ①市長が公約に掲げてある小中学校の教室へのエアコン設置の時期について伺います。 ②屋外活動への対策として小中学校にミストシャワーの設置をされる考えはありませんか。	市 長
	要援護者の避難対策について 災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや、障がい者等の「災害時要援護者」の名簿作成を市町村に義務付ける改正災害対策基本法が、先の通常国会で成立しました。本市においても、早急に名簿を作成する必要がありますが、本市の取り組み状況について伺います。	市 長
	生活支援課の充実と保護者への支援について 生活の最後の砦である生活保護制度ですが、保護費の支給だけでは、生活の改善が見られないケースが多い。保護者の生活の質の向上には、寄り添い型の支援が欠かせませんが、現状では十分な支援がなされているとは思えません。生活支援課専従のソーシャルワーカーや保護者の生活を側面から支える生活支援員の配置などが望まれますが市長の見解を求めます。	市 長
草 場 満 彦	「公共施設マネジメント白書」について 昨年 1 2 月議会で本事案を提案しました。答弁では「必要だと思う。前向きに検討をしていく。」とのことでしたが、その後の状況をお聞かせください。	市 長
	公共施設の耐震化について 学校施設は今年度中に完了しますが、今後の公共施設の耐震化のスケジュールをお聞かせください。	市 長
	住基カードについて 高齢化が進む中、身分証明書を提示できない高齢者が増えていくことは想像に難くない。そこで、一定年齢になった方に無料で住基カードを配布するという市民サービスを施してはどうかと思うが市長の見解をお聞きたい。	市 長
田 口 澄 雄	消防署の能力強化について 自然災害が多発しています。熱中症也多発しています。 今、安全安心の街づくりのためにも消防力の強化が必要ではないでしょうか。一方、行革等で、広域化等が検討されていますが、今の事態には逆行する動きではないでしょうか。今後の対応についての見解を伺います。	市 長 関係部課長
	職員不祥事の再発防止に向けた取り組みについて 倫理条例の改定等で再発防止に向けた一定の対応がなされていますが、それだけで今後の不祥事防止への対応は十分なのでしょうか。 また、今の対応では、上からの管理強化と不祥事発生後の対応ばかりが目立ちます。いまこそ、全体の奉仕者として、市民本位の生き活きとした仕事ができるよう現場職員の声を生かした対応が求められているのではないのでしょうか。そのためにも、職員のチームワークを壊す人事評価制度は、中止すべきではないのでしょうか。また、その予算を使って、職員の能力向上のための施策を進めるべきではないのでしょうか。 市長の見解を伺います。	市 長 関係部課長

— 一 般 質 問 (平成 2 5 年第 4 回中間市議会定例会)
平成 2 5 年 9 月 5 日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
青 木 孝 子	熱中症対策について 猛暑が続き、全国で熱中症による救急搬送が急増しています。NPO法人と反貧困ネットワークの熱中症被害実態調査では、被害者の多くは、エアコンがない生活保護世帯や低所得者の高齢者という実態が明らかになっています。 低所得者・生活保護世帯へのエアコン設置費の補助制度について伺います。	市 長 関係部課長
	中鶴地区の住環境整備と暴力団組事務所の撤去問題について ①中鶴地区の老朽化した公営住宅の住環境の整備は、喫緊の課題であり、それに伴い、暴力団組事務所の撤去は不可欠であると考えます。公営住宅の建て替え計画について市長の所見を伺います。 ②暴力団組事務所は、覚せい剤の売買や拳銃発砲事件などの危険が常にあり、存在そのものが地域住民に不安感を与えています。地域住民が暴力団組事務所の立ち退きを求める代理訴訟を計画しているようですが、市の支援について伺います。 ③暴力追放市民集会の開催予定について伺います。	市 長 関係部課長
	世界遺産登録推進事業について 遠賀川水源地ポンプ室が九州・山口の近代化産業遺産群として、世界遺産登録候補地となっています。推進事業の進捗状況と広報啓発活動について伺います。	教 育 長
宮 下 寛	コミュニティバスについて 6 月議会において、「コミュニティバス導入検討会で自分の思いを述べる」旨の答弁をされたが、議会は解散となり、新議会が発足した。 しかしながら市民のコミュニティバスの必要性は、いささかも減ずるところか、ますます強くなっている。 市長も三期目となり、その手腕が注目されるどころだ。コミュニティバスへの市長の思いを伺いたい。	市 長 担当部課長
	水害対策について 土手ノ内二丁目、グリーンタウンといわれている地域の雨水による水害は、市民の日常生活に大きな不安を余儀なくさせている。 現在設置されているポンプでは、7 月に起きた大雨に対処できないことが明らかだ。毎年この時期になると「安心して過ごすことができない」というのは問題ではないか。どのような対策を考えているのか伺いたい。	市 長 担当部課長
	工場からの油漏れについて 7 月 3 日の集中豪雨で、五楽工業団地の深江工作所の作業場から油が農業用水路に漏れ、市内の水田のみならず遠賀町にまで及んだと聞く。 米の出来具合や水質、土壌汚染など、農民の不安は大きい。この不安を払拭していく上で、どのような対策を講じようとしているのか伺いたい。	市 長 担当部課長

議案の委員会付託表

平成25年9月5日

第4回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
認定第1号	平成24年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について	別表1
認定第2号	平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第3号	平成24年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号	平成24年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業消防
認定第5号	平成24年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第6号	平成24年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について	総合政策
認定第7号	平成24年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第8号	平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第9号	平成24年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	産業消防
認定第10号	平成24年度中間市病院事業会計決算認定について	市民厚生
第41号議案	平成25年度中間市一般会計補正予算（第2号）	別表2
第42号議案	平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）	市民厚生
第43号議案	平成25年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業消防
第44号議案	平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	市民厚生
第45号議案	中間市市税条例の一部を改正する条例	
第46号議案	中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
第47号議案	中間市市税条例等の一部を改正する条例	
第48号議案	中間市火災予防条例の一部を改正する条例	産業消防
第49号議案	中間市子ども・子育て会議条例	市民厚生
第50号議案	中間市男女共同参画推進条例	
第51号議案	中間市景観条例	産業消防
第52号議案	災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入について	

別 表 1

平成 2 4 年 度 一 般 会 計 決 算

歳 入

款 別	付 託 委 員 会	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各 委 員 会

歳 出

款 別	款 名	項 目	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総 合 政 策
2	総 務 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1 項 5 目、8 目、1 0 目の一部	産 業 消 防
		1 項 1 0 目の一部、2 項 1 目の一部、2 項 2 目 3 項 1 目の一部、3 項 2 目	市 民 厚 生
3	民 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総 合 政 策
		1 項 1 目の一部、1 項 3 目の一部、1 項 1 2 目 2 項 1 目・4 目の一部、3 項 1 目の一部	
4	衛 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市 民 厚 生
		1 項 1 目の一部、3 項 1 目	総 合 政 策
		1 項 3 目の一部	産 業 消 防
5	労 働 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1 項 2 目の一部	総 合 政 策
		1 項 1 目・2 目の一部	市 民 厚 生
6	農 林 水 産 業 費	全 項（1 項 2 目・4 目の一部は総合政策）	産 業 消 防
7	商 工 費	全 項（1 項 1 目・3 目の一部は総合政策）	
8	土 木 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総 合 政 策
		1 項 1 目の一部、2 項 3 目の一部、 4 項 1 目・2 目の一部、5 項 1 目の一部	
9	消 防 費	全 項（1 項 1 目・4 目の一部は総合政策）	産 業 消 防
1 0	教 育 費	全 項	総 合 政 策
1 1	災 害 復 旧 費	全 項（2 項 1 目は総合政策）	産 業 消 防
1 2	公 債 費	全 項	総 合 政 策
1 3	予 備 費	全 項	

別 表 2

平成25年度中間市一般会計補正予算（第2号）

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算補正	各 委 員 会
第 2 条	第 2 表 地 方 債 補 正	総 合 政 策

歳 入

款 別	項 目	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各 委 員 会

歳 出

款別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総 合 政 策
2	総 務 費	全 項（3項1目は市民厚生）	
3	民 生 費	全 項（1項1目の一部は総合政策）	市 民 厚 生
4	衛 生 費	全 項	
6	農林水産業費	全 項	産 業 消 防
8	土 木 費	全 項（4項1目は総合政策）	
9	消 防 費	全 項（1項4目は総合政策）	
10	教 育 費	全 項	総 合 政 策

午前 9 時58分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第1、一般質問に入ります。あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

おはようございます。福祉クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書に基づきまして、まず、松下市長の選挙公約について質問をさせていただきます。

去る6月30日の中間市長選挙におきまして、見事当選されました松下市長にお祝い申し上げます。3期目に当たる松下市長でありますから、2期目に続きまして、市民は大きく期待し、これからの4年間に非常に強く注目していると思います。

そこで、今回、市長選挙におきまして、市長が掲げられております10項目におけるこの選挙公約、この4年間の間にこの政策をまずこれをやる、次にこれをやるといった、そういう達成目標を含め、時系列的に市長のお気持ちを聞かせていただきたいと思いますでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

選挙公約は、10項目でございます。少し時間がかかろうかと思いますが、お許しいただきたいと思っております。

このたびの市長選挙の中で、夢の持てる街づくり、また、私の決意ということで、市民の皆様方にお示しいたしました選挙公約また政策につきましては、必ず実行し、市民の皆様方の負託に必ず応えて、しっかり応えていかなければいけないと、そのように強く思っているところでございます。

公約の達成時期を時系列的にということですが、既に継続的に取り組んでいるものもございますし、また、議会また地域の皆様方とも連携をとらなければいけないものもございますので、项目的に少し詳しく説明をさせていただきたいと、そのように思っております。

まず、1つ目の「明るい子どもの声が聞こえる街づくり」としましての妊婦健診を

14回無料といたしております。平成24年度に補助金が終了いたしておりますけどもが、これ、引き続き実施しておりますし、また、これからも続けていきたいと、そのように思っております。

また、私の市長就任時には3歳まででございました乳幼児医療費、これ現在、小学校3年生まで無料化、それと、4年から中学校まで入院費は無料化ということでいたしておりますが、これは小学校6年生まで無料化を広げるということでお話をさせていただいておりますけども、高学年になれば少し体力もついてまいります。それと、先ほど言いましたように、4年から中学校3年生まで入院費、大きな病気したときは、しっかり対応させていただいておりますので、少し様子を見させていただきたいなと、いついつまでということとは、ちょっと今申し上げないで、少し時間をいただきたいと、そのように思っております。

次に、子育て支援の拠点でございます子育て支援センターにおきまして、これも補助金等を活用しながら、市民のニーズに応じて整備してまいりたいと考えております。

本年度におきまして、雨漏りを防ぐため屋上の補修工事を行うようにいたしております。今年度中に、お母さん方のそのようなニーズをお聞き、要望等々をお聞きしながら、来年には設計に入らせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

また、2つ目の教育環境の整備といたしまして、これはご父兄の方、大変興味の大きなことでございました。中学校の完全給食、それと小中学校にエアコンの設置をするようにお約束をいたしております。

中学校の完全給食につきましては、平成26年の9月から実施することといたしております。本年度におきまして小学校4校、それと各中学校の施設整備の設計を行っているところでございます。

それともう一つ、これも必ず市長、やってくださいというお話でございました小中学校の各教室へのエアコンの設置でございます。この時期につきましては、近年本当に異常気象でございます。暑い日が続いております、少しでも早い時期に設置をしたいと、そのような思いであるわけでございますが、これ、多額の費用がかかります。そういうことで、市の単費だけでというわけにはまいりませんので、国の補助金を利用しながら実施していきたいと、そのように思っております。

来年度、補助申請しましても、この国の補助申請が次年度分の受け付けでございまして、来年補助申請して来年つくかっていうわけにはいきません。先ほど言いましたように、次の年の補助でございまして、だから、26年度に補助申請をしまして、実施は27年度にいたしたいと、そのように思っております。実施方法につきましても、27年度中に、全ての小中学校の一般教室に設置をしたいなと、そのように思っているところでございます。

それと、3つ目でございますが、お年寄りへの対応として、地域で支え合える優しいまちづくり福祉計画の実行につきましては、見守り活動の充実、また、災害時要援護者支援

制度の充実等々、地域福祉計画に掲げております。そのことをしっかり実施していきたいと、そのように思っているところでございます。

見守り活動につきましては、もう既に自治会のほう、しっかりやっていただいておりますし、また協働、共助っていいですか、そういうあたりの動きで、今、自治会も自主防災組織を立ち上げていただいて、自分たちでできることはっていうことで、大変力強く感じているところでございます。また、そういうふうなことで、皆さん方と一緒に、お年寄りの方が住みなれた地域で安全に、また安心して暮らせるような、そのようなまちづくりに取り組んでいきたいとそのように思っております。

コミュニティバスにつきましても、通谷、太賀などの高所にお住まいの方に対して、何とかしなければいけないと、そのように思っているところでございます。この一、二年の間に形を出しまして、また、皆さん方にお諮りをしたいと、そのように思っております。

4つ目の「地域の元気づくり」といたしまして、企業誘致、空き家対策を実施しますということを掲げております。昨年度に五楽工業団地の一角を株式会社宮崎に売却をし、同社は本年10月に着工いたします。来年2月に稼働する予定と伺っております。

もう一つ区画があるわけですが、これも福岡県の企業立地課、また、市内の銀行さん等をお願いをして、そのような動きをしておりますが、いろいろとオファーございます。必ず産業振興また雇用促進のことからいたしまして、企業誘致をしていきたいと、そのように思っております。

また、空き家対策につきましても、近年、空き家や廃屋など、管理されていない家屋が多々目についてきております。高齢の方が施設に入ったり、単身者がお亡くなりになったりということで、そのような空き家が目につくようになっております。今のうちからしっかり対策をしないと、立派な住宅団地が本当に過疎地になるような、そのような危惧いたしておりますので、このあたり先進地がいろいろやっておりますので、その中で当市も空き家対策というのをしっかり対応していきたいと、そのように思っております。

次に、5つ目の新日鐵住金遠賀川水源地ポンプ室の世界産業遺産としてのユネスコへの登録でございます。

本市、平成22年に世界遺産登録推進会議に加盟をいたしまして、平成27年度の登録を目指して、今、鋭意取り組んでおります。昨日も副市長が上京いたしまして、他市と共同で陳情、お願いに上がっているところでございます。

今度の議会に、私ども、上程しております中間市景観条例、これを制定いたしまして、ポンプ室敷地内を景観重要建造物に指定をし、施設の保護環境を整える予定でございます。これが、ユネスコに登録されれば、うちの施設は稼働中でございまして、稼働中の施設がそのように世界遺産に登録されるっていうことは、本当に世界的にも珍しい、初めてじゃないかなっていう思いがございしますが、そういう稼働中の施設が世界遺産登録される、これは世界的にも本当に珍しいことで、私の公約の中に、「中間市の自慢をつくります」と

掲げております。この小さな市に、そのような世界遺産があるということで、本当に今までとは違ったまちづくりができる、そのように思っております。これ、ぜひとも実現したいなと、そのように思っているところでございます。

次に、6つ目の住環境の整備でございます。

中鶴地区の市営住宅、一番早いもので昭和45年に完成をしております。耐用年数が45年でございます、もう二、三年もすればその耐用年数に到達するという、そのような老朽化が大変著しい状況になっております。

私といたしましては、中鶴の住環境の整備として捉えております。単なる市営住宅だけの建て替えということではなく、あの地域全体の、これは言葉が適当かどうかわかりませんが、再開発っていうか、そのような気持ちで中鶴地区の住環境の整備を捉えているところでございます。

先日の、9月の2日の日に、当市の貞末県議、大変お骨折りをいただきまして、県のほうに県営住宅建て替えの要望、陳情を行ってきております。県のほうから大変前向きな回答をいただいて、ありがたいなっていう思いでございます。これはうまくいけば、ほかの県営住宅また市営住宅、同時進行の建て替えができるんじゃないかと、そのように思っているところでございます。

市営住宅の建て替えも、いろんな方法、PFIですね、民間活力を利用した方法など、今、考えているところでございます。

次に、7つ目の市立病院の存続と建て替えでございます。

市立病院は、市民の健康を守り、また市内の医療機関及び近隣の公立病院との連携を図りながら、健康づくり支援等の予防医療を行うという使命があり、私自身地域に不可欠な病院だと、そのように考えております。

今後とも安定した経営のもとで、良質な医療を継続して提供できるよう、改革プランを新たに作成し存続をしてまいりたいと、そのように思っております。

当市立病院も大変古うございまして、雨漏りがしたり、耐震化もやっております。災害が発生した場合、そのような拠点となる病院であるという認識で、これもぜひとも建て替えたいなと思っております。議員の皆様方とも十分協議をしながら、慎重に進めてまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

次の8つ目の行財政改革につきましてでございます。

これはもう当然のことでございます、継続してやるべきものでございます。私が市長に就任しまして、平成17年7月以降、財政の健全化及び合併問題が白紙になった中で、自立した持続可能な行財政基盤の確立ということを目指に取り組んできたところでございます。

議員の皆様方の協力もいただきながら、目標効果額は達成したというふうに認識をいたしておりますが、まだまだ綱渡りの行政運営でございまして、大変厳しい環境というの

は変わらないところでございます。これからも行財政改革を、本当に重要課題と捉えまして、しっかり取り組んでいきたいと、そのように思っているところでございます。

それと今、中長期的観点から、中間市行政経営改革有識者会議に今後の本市の方向性について、意見を求めています。そういうことも含めまして、できるだけ民間の力を活用しながら、最小限の経費で最大の効果が上げられるように、先ほども言いましたように、しっかり取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

次に、9つ目の「暴力のない、全ての人の人権が守られる安全・安心なまちづくり」についてでございます。

これまで市民の方、折尾警察署などの協力、力を合わせまして、見回り活動をしっかりやっけていただいております。少年犯罪の件数は減少をしておりますが、一方では、ご存じのように建設会社の社長が拳銃で撃たれるというような大変市民生活を脅かす、揺るがすような事件も起きております。市民の皆さん方が、安心して生活していただくためにも、暴力排除の活動は進めていくべきでございますし、また、皆さん方と一緒に取り組んでいきたいと、そのように思っております。

市の組織といたしまして、平成24年度から総務部のほうに安全安心まちづくり課を設置をいたしております。先ほど申し上げましたように、皆さん方、折尾警察署、防犯協会との連携強化をしながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

最後に、10番目の合併問題につきましては、議員さんもお承知のとおり、合併は本市とまた相手方との、住民、議会、また行政の意識、意見が一致することによりまして達成できるものでございます。

今後、合併の機運が高まれば、市民の皆様方の意思を確認し、またその意識というのを的確に捉え、尊重しながらしっかり対応していきたいと思っております。

以上、本当に駆け足でございますけれども、私の公約についてご説明させていただきました。実施時期等でお答えできるものは、お答えをさせていただきました。いずれも地域住民の方、また議員の皆様方、関係機関とも調整が必要なものも多々ございます。今後ともスピード感を持って、関係各課対応するように、しっかりと指示をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

先ほど10項目における公約、その決意、思い、本当に伝わりました。ありがとうございました。

その中で、再質問でございますけれども、最近の異常気象はもう大変なものでございます。

夏の酷暑、本当に大変な問題、先ほど市長もそれを心配されて、子どもたちの健康と学力向上のためにも小中学校の全教室にエアコン設置、２７年度までにやっていただけるということを答弁いただきました。２６年度からもう予算づけをしていただけるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

２６年度に補助申請をします。そして、実施設計等をいたしまして、実際設置するのは２７年度中に設置をしたいと、そのように考えております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

それで次に、中学校の完全給食に関しての再質問でございますけども、来年から、来年の９月実施ということで、もう目前に迫っております。それで今、まだ給食のつくところが親子方式なのか、自校方式なのか、センター方式なのか、まだこれも定まってないところでございますけども、はっきりと見通しがついているからこそ９月ということで期限を切っていると思いますけども、もう１点、これ、私、心配なことがあるんですけども、平成２０年の１１月に、私は福井県の越前市というところに行政視察行かせていただきました。これは、中学校の給食を視察させていただいたわけですが、そこではやはり中学校というのはスケジュール的に厳しい、昼食時間も本当短い、向こうも１５分という短い中で給食していくためにもランチルームというものをつくっておりました。もうこういうものがなければ、もう短時間の中で給食実施することは難しいという説明をしていただきました。たしか校長だったと思いますけども、聞いた覚えがございます。

中間市におきましても、調べてみると昼食時間は大体２０分ぐらいと聞いております。こういう短い時間の中で、今の教室で給食を持ち帰って給食をすることが本当に可能なのかなと思っております。もしそれが可能じゃなければ、今からでもランチルームのリフォームというものも検討しなきゃいけない、そういう検討をしていくということになると、来年９月に間に合うのかなと思っております。

そこで、そういった、そういう短時間の中で給食というのでできるのかなということで、私、疑念に思いますので、学校教育の深見課長のほうにその所見、聞かせていただけないでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。

現在、中間市内の中学校、議員さんおっしゃいましたとおり、約２０分間昼食の時間と

っております。他市町の給食を実施しています学校を調べましたら、約30分から35分ぐらいでございます。このあたりの時間は、いわゆる朝の会、あるいは帰りの会等で調整しまして、何とか現行の時間と同じ形で実施できるのではないかなと考えております。

以上です。

○議員（12番 佐々木晴一君）

それでは、ランチルームは別に考えていないということですか。

○議長（堀田 英雄君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

現行では考えておりません。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

それで、給食になった場合は、当然給食代ってというのが発生してきます。その、5年前に見ました越前市というのは、1食当たり250円と、その半分の125円が公費負担ということになっております。中間市はどれぐらいになるかわかりませんが、もしも半額公費負担ということになると、中間市は一応計算してみると125円掛け中間市の学生は、中学生は1,076名、そして、給食の出る日は187日、年間経常経費が2,515万円かかるわけですけども、この2,515万円かかるにおいては、市長、その経費は大丈夫でしょうか、経常的にかかってくる経費は。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、今、お話を給食費、その半額を公費負担と、越前市でございますか。

○議員（12番 佐々木晴一君）

はい。

○市長（松下 俊男君）

のお話でございますか。それを中間市に当てはめられた。

○議員（12番 佐々木晴一君）

公費負担はまだ考えてないということでしょうか。

○市長（松下 俊男君）

そのあたり、今の小学校のあり方も含めて、ちょっと、教育委員会、話をしてください。

○議長（堀田 英雄君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。

現行では、小学校１２０円の負担をしております。中学校の給食費につきましては、他市町の状況等も見ながら検討していきたいと、今現在、検討中でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

わかりました。検討中ということですが、ほかの市町村はどうでしょうか。この県内の、近くの実施している学校において公費負担をしているところが多いのか、それとも公費負担していないところが多いのか。

○議長（堀田 英雄君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。

近隣の学校は、公費負担をしておりません。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

わかりました。次に移ります。

市長の公約の住環境の整備、市営住宅を先ほどの答弁でもＰＦＩ方式で建て替えということをお答えになりました。私の６月における質問でも、ＰＦＩ方式だということ言っておられました。

北九州市も、３日の議会におきまして、ギラヴァンツの本拠地、ホームグラウンドの新球技場を９５億円かけて小倉駅の北口方面につくるということを出ておりました。その建て方も、運営の仕方もＰＦＩ方式だということ、新聞で見ました。１０日に補正予算を組むんだということで書いておりましたけども、今、そういうＰＦＩ方式がはやってるんだなと思いますけども、ＰＦＩ方式というのは、中間市の場合、具体的にどういうことでしょうか、市長、お答えお願いできますか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当部長のほうから回答させます。

○議長（堀田 英雄君）

後藤建設産業部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えします。

P F Iというのは、民間の活力、要は民間の資金、企業体、一つの企業体をつくって民間の資金でそれを建築して、後で、例えばアパートならその家賃収入とかを市が補填を、空き家補償とか全部して、いかに採算が合うという形になればP F I事業で行うというものです。

ですから、あくまでもP F Iというのは、企業体が採算合わない限り、そういう事業というのは行わないわけですし、中間市としてもP F Iを活用するに当たって、通常の補助事業とどちらがいいのかという検討もします。それと、補助事業もあわせ持った形の中で、補助金を後年度払いでP F Iにしていくとか、そんないろんな方法を今検討中でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

その検討をするというのは、検討審議会か何かつくるといことでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤建設産業部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

当然それを計画するときには、議会承認も必要になってきますので、その辺の今仕様をまとめているところでございます。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

わかりました。その内容、はっきりと……。

○議長（堀田 英雄君）

ちょっと待ってください。手を挙げる、私が指名したら発言してください。いいですか。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

済いません。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

確かにP F I方式、本当に画期的なこれからのつくり方だと思いますので、しかし、私たち全くわかりませんので、そこら辺のとも、議員にも、市民にもより理解できるような方法で審議会等、公開の場で行っていただけたらうれしいなと思っております。

質問、次に移らせていただきます。北九州市との合併について質問させていただきます。

市長の公約におきまして、「合併問題は民意をしっかりと反映します」とあります。私自身、今回の７月１４日の市会議員選挙に臨ましていただきまして、北九州市との合併を第一の公約に当選をさせていただきました。この選挙をする中において、市民の皆様の

お気持ちはいまだに合併だということを痛感しております。また、それを確信しております。

この合併問題、これは民意がはっきりしたらということで、市長、言ってくださっております。それはやはり、民意がはっきりしたらという意味はやはり署名とか何か、見える形でやっぱりあったほうがよろしいでしょうか。

私も、合併の協議会が平成16年あってから9年、それで、かつて平成20年に署名活動が行われて5年たっております。ですので、時間が余りにもたってますので、市民の気持ち、今どうかなっていることは私も危惧しているところでございますけども、しかし、松下市長も民意というのはやはり見える形であったほうがよろしいでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これはもう合併が白紙になりまして、随分時間たっております。それと、次の合併の機運、動きっていうのは、もう議員も北橋市長とも会われたというお話聞いておりますし、そういうあたりで感触をおつかみのことと思っております。なかなか厳しい、今もう、要するに国は、もう合併、平成の合併はもう終息したという、あとは広域で力を合わせてやってという、今そのような方向性でございます。次の合併が、これは道州制のときにまた起きるんじゃないかなという話も聞いておりますけどもが、ちょっと私どもも相手のあることでございます。なかなか先は読めない状況でございます。随分時間たっておりますので、そのような動きがあれば、何らかの方法で、やはり市民の方のご意思というをはっきりさせたいなと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

手前みそでございますが、平成20年4月8日に5,897名の北九州市との合併を求める署名を携えて、本請求をさせていただきました。あれからもう5年でございます。正直、今回、それからの2回の市会議員選挙などを通して、あのとき以上、あのときよりも少し気持ちが、市民の皆さん、下がってるかなと思っているのが正直な気持ちでございます。ですから、本当にもう一度合併を、私も公約でございますので、実現していくためには、本当に署名活動などを目に見える形で民意をはっきりとさせていかなきゃいけないと、私自身考えております。時期を見計らって、そういう皆様の、市民の皆様に協力いただきながら、そういうものをもう一度運動していきたいと考えております。そのときは、市長、形があらわれたときには、先頭に立って合併実現に邁進していただけますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

民意がそうであれば、しっかりその方向について頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

ありがとうございます。

次に、中間市生活保護費不正受給調査等委員会の中間報告について質問をさせていただきます。

８月２０日に、中間市生活保護費不正受給調査等委員会から中間報告というものが出ております。５月１６日より始まった調査で、新たに８件、約１２５万円の疑わしき生活保護費不正受給の案件が報告されています。８月２０日の段階では、警察に押収されなかった保護台帳の６８．２％が調査終了したとの報告でした。

調査は、８月２８日が終了予定日です。最終調査結果と今後の返還請求の求め方及び再発防止策を市長にお伺いたします。よろしくお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

このたびの生活保護費の不正受給事件では、市民の皆様を初め議員の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしております。再発防止策につきましては、早急に着手できるものは着手をいたしております。

ご質問の調査等委員会につきましては、これは、私自身、新たな逮捕者が出ても構わないと、しっかり徹底して調査をするようにと強く指示をいたしたところでございます。

その中間報告等々につきましては、担当部長のほうから詳しく説明を差し上げたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

８月２０日の日に、議員各位にお示しいたしましたとおり、８月１３日現在で８件の疑義案件が発覚いたしました。

その内容といたしましては、家屋補修費の疑義が４件、敷金の疑義が３件、前家賃の疑義が３件、輸送費の疑義が４件で、合計１２４万８、１５０円の案件でございました。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

この中間報告が出されたのは２０日の日でございます。私たちは、２０日の日にこれを手にしたものですから、私は慌てて質問通告書の内容をこれに差し替えさせていただいたわけでございますけども、２０日にいただいた資料でございます。それで、８件、１２５万の疑わしき内容があったとして、８月２８日に終わる予定だということを書いております。

しかし、翌日の朝には、新聞に、これは９月中に終了する、９月末までに点検を終える予定と言っております。この８月２０日に、私たちに発表があった８月２０日の日に新聞社に９月までに終わると言うことが言った人がいると思います。これは、誰でしょう。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お手元の資料にも８月中の予定でしたけれども、２週間程度おくれるというふうに明記しております。そこで、新聞社各位にも同じ書類を公表いたしまして、新聞記者からのご質問で、８月を過ぎるということですが、いつごろまでかかるのだろうということのご質問がございましたので、８月２８日に終わらないわけですから、９月中にかかる私のほうからお答えいたしました。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

白橋部長、本当に今回の生活保護費不正受給事件において、本当に自分の責任のとり方として、全容解明というものに対して本当に決意しているんでしょうか。本当なら、民間企業だったらこうふう期限切っていたらば、あと１週間あれば徹夜してでも、残業してでも終わらそうとします。そして、仮に終わらなかったとしても、数日後に終わらそうとしますけども、ずるずると１カ月も延ばしてしまうというのは、これはお役所仕事だなと、私は思うわけです。

今回の生活保護費不正受給事件で、松下市長も選挙で民意を問うて、みそぎを受けて当選されました。議会も、これ、みんな解散したんです、そのために、その責任があると思って。しかし、執行部の今回の生活保護費不正受給事件の最高責任者は、やはり保健福祉部長、白橋部長でございますので、責任のとり方というのは、ここで全容解明に全力を挙げていただく、そして再発防止に全力を挙げていただく、これ、やっぱり責任のとり方じゃないかと思うわけです。

そこで、今回の内容は、ご存じのように８人の逮捕者でございます。ケースワーカー

3人、田中道、松尾励路、藤崎靖彦、3人のケースワーカー、そして民間の一般市民では福田運、ウエノ・マリリン・ヌンシオ、千代丸久恵、中馬千恵、釜床かつ枝、こういうメンバーです。そして、福田運とウエノ・マリリン・ヌンシオは、2人は内縁の夫婦でございます。そして、千代丸久恵と中馬千恵、これは姉妹でございます。そして、福田運と釜床かつ枝は姉弟でございます。ですので、本当に身内ばかりで固めた今回の不正受給事件、本当に、本当なら見つからないような、そういう身内ばかりでやったこういう事件でございますけども、幸いなことか今回見つけることができた。

しかし、これが巧妙。平成21年から24年度まで、これ、集中して行われております。こういったことをもう全容解明に全力を挙げていただかないと、またこういう似たような事件が起こるかもしれません。ケースワーカーが2人体制になったといっても、しかしまだまだ欠陥がございます。

ですから、これを本当に全力を挙げて、白橋部長、今回のワーキンググループもつくったことですが、しかし、全容解明に全力をかけていただくことこそが執行部としての、白橋部長としての責任のとり方じゃないかと思っておりますので、今後ともこの全容解明、立場上限界もあるかと思っておりますけども、それを押してさらに進めていただきたい。そして、もう二度とこういったことを起こしてならない。

1月、市民は本当に1月29日、市役所の中に警察がばっと入ってくるあの場面をテレビで流されて、全国に流されて、中間市民ということをもう外で言えないと言っておられます。ですので、本当こういった恥ずかしい思いを市民にもう二度と持たして、抱かさないように、ぜひともお願いします。

以上でございます。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

公明党の中尾でございます。通告に従いまして、2点について一般質問をさせていただきます。市長並びに関係各位の皆様、何とぞ明確かつ前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

最初の質問です。日本列島は、この夏記録的な大雨に相次いで見舞われました。人間が恐怖を感じるとされる1時間80ミリ以上の雨も、日本の平均気温の上昇とともに年々増え続けていくことが予測されます。これまでの90年間に、昭和の三陸地震と津波、また、1959年の伊勢湾台風、さらに阪神淡路大震災、そして2年6カ月前の東日本大震災、昨年7月の九州北部豪雨等々、重大な災害が起こっています。

我が国は、平均三、四年に一度は大災害に見舞われる世界有数の災害列島と言われております。幸い本市におきまして、このような激甚災害に匹敵するような大災害は起きていま

せんが、しかし、短時間に局地的な大雨をもたらす集中豪雨により、家屋への浸水や低い土地に雨水が流れ込み、道路は冠水し川のように濁流が流れていきます。増水して見えなくなった側溝からは雨水が勢いよく吹き出し、大雨のたびに浸水等の不安を抱きながらの生活を余儀なくされている方々がいます。

このような集中豪雨対策をこれまでどのように講じてこられたのか、市長に伺います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員さん言われますように、近年の気象、大変異常でございます。最近、きのう、おとついても竜巻等々発生いたしております。大きな被害出ておりますが、幸い、言われますように、大きな災害等々、当市に起きておりませんけどもが、一時的な冠水等が発生をいたしております。災害に強いまちづくりを進めておりますが、さらなる対応が本当に必要だなと、そのように思っておるところでございます。詳細につきましては、担当部長のほうから解答させます。

○議長（堀田 英雄君）

後藤建設産業部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えします。

土木管理課といたしまして、豪雨対策、まず特に危険箇所、豪雨に対するのり面、のり面というのが土砂崩れは2次災害とかそういうおそれがありますので、まず、桜台二丁目や七重ののり面を土木管理課としては補強しております。

次に雨水対策、側溝なんですけど、本来道路側溝というのは、通常何ミリの雨に耐え得るという構造ではないわけです。表面排水を受けるという基本的には構造ですので、通常300ぐらいの断面の側溝になっております。

ただ、このように温暖化になりまして、短時間に降るような雨が続けておりますので、今後は下水道課と連携をとりながらしていきたいと考えております。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

これから台風シーズンを迎えます。最近の気象情報を考え合わせますと、今後も局地的な集中豪雨に遭遇することが予測されます。豪雨災害に強いまちづくりを進めるため、今後、どのような対策をお考えでしょうか。再度、後藤建設産業部長、重なりますけど、よろしく願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

後藤建設産業部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えします。

中間市の中で、今現在強制排水をするところが何カ所かあります。特に土手ノ内、出原のポンプ場というのがございまして、水位が上がった場合にポンプで強制排水とかをしております。その形の中で再度、設置してから年数もたっております。その辺の点検を見直して、その辺の強化を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

さきの通常国会で成立しました改正気象業務法を受け、気象庁は注意報、警報の上に、重大な災害が起こるおそれ大きいことを知らせる特別警報が新設され、先月３０日より運用を開始しました。これまでの警報の基準をはるかに超える大災害の発生が予想され、危険度が非常に高くなった場合に、より強い警報を呼びかけるものです。気象庁からの特別警報を本市としてどのように住民に伝えられていかれるのか、安全安心まちづくり課、柴田課長に伺います。

○議長（堀田 英雄君）

柴田安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

お答えいたします。

この特別警報でございますけれども、これは他の警報と同様にテレビ、ラジオ等のマスメディアによって伝えられるのはもちろんでございますけれども、今議員さんのご指摘があったように、気象業務法の改正によりまして、市町村も直接住民にそのことを伝えなければならないという義務が生じております。それで、市のほうから住民のほうにこの特別警報を伝える方法としまして、幾つかの方法を今考えているところでございます。

まず、なかまコミュニティ無線、これを使つての周知を考えております。このなかまコミュニティ無線につきましては、いち早く災害情報等を住民のほうに伝える手段として整備をしております、市庁舎から市内に４５カ所、子局を設置しております、その子局の屋外スピーカーを通してそういった重要な情報を市民の方にお伝えするシステムでございまして、現在４５カ所に増設をいたしまして、市域全体を今カバーをいたしております。

それから次に、緊急速報メールを使つてお知らせする方法を考えております。この緊急速報メールでございますけれども、ＮＴＴドコモ、それからau、それとソフトバンクの３社と昨年協定を締結いたしております。これは、災害情報等重要な情報について、もちろん特別警報も含めてでございますけれども、安全安心まちづくり課のパソコンから必要な情報を入力して発信をするというシステムでございます。

このシステムにつきましては、緊急速報メールに対応しております携帯電話をお持ちで、市内にいる方の携帯電話に対してポップアップ表示であったり、専用の警報音であったり、こういった形でお知らせするものでございまして、回線混雑等の影響を受けずに受信することができるというものでございます。

それから、このほかにも市のホームページによって特別警報が発令中であるということをお知らせしたり、あるいは必要に応じて広報車等を市内に巡回させてその情報をお伝えすると、こういった複数の情報手段を利用しまして、確実に特別警報が今発令されてる、そして非常に危険な状況にあるんだということを市民の皆様に伝達するように計画をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

本日、９月５日は防災週間に当たります。大正１２年９月１日に起きました関東大震災からことしで９０年目を迎えます。この惨禍を忘れないように、戒めの意味で定められたのが９月１日の防災の日です。この防災週間にちなみまして、この日を含む１週間を防災週間と定められました。集中豪雨災害に十分対応できる対策を着実に進めていただき、家屋への浸水、道路の冠水が常に起こる地域での排水能力向上に全力で取り組んでいただきますよう要望し、次の質問に移ります。

学校給食におけるアレルギー事故防止対策について質問をいたします。

昨年１２月に東京都調布市で、給食後の女子児童が死亡する悲しい事故が発生しました。また、ことし１月には、西宮市で１０人の児童の食物アレルギー発症事故があり、今、食物アレルギー事故防止への対策が急がれています。

本市における学校給食アレルギー事故防止についての取り組みについて、教育長に伺います。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

学校給食アレルギー事故防止についての取り組みについてお答えをさせていただきます。

食物アレルギーを持つ児童生徒に対しましては、学校ではその児童生徒の情報をしっかりと収集し、万が一のときに全ての関係者が理解し対応できる態勢をとる必要がございます。

中間市では、主に三つ大きな取り組みを行っております。

まず、手順といたしましては第１に保護者との連携をしっかりととり、食物アレルギー児童生徒をしっかりと把握することです。本市では、就学時及び進級時に毎年食物アレルギー

ギー調査を行い実態を把握しております。

第2といたしまして、給食での対応を検討することでございます。現在、牛乳や卵など40種類の食材に対してアレルギーがあることがわかっておりまして、39種類が除去食で対応しております。そのうちの16種類については代替食で対応している場合もございます。なお、残りの1種類のそばにつきましては、給食には使用していない状況でございます。

本市教育委員会では、財団法人の日本学校保健会が2005年に発行いたしました食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアルを各小学校に配布いたしまして、食物アレルギーに関する理解を深めるとともに、食物アレルギーによるショックなどの症状発見時の対応に努めているところでございます。

そして、第3といたしまして、教職員及び学校給食に従事する職員が、食物アレルギーに対する対応について正しく理解することだと思っております。本市では栄養職員、給食調理員等の学校給食関係者を対象にした研修会を年に数回実施いたしまして、食物アレルギー対応を初め安全・安心な学校給食を提供するために、講習会や実習を行っているところでございます。

以上、主に三つの大きな取り組みで事故防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

食物アレルギーの重度のアレルギー反応であります、さっき教育長もおっしゃいましたようなアナフィラキシーショックを発症した場合、一時的に症状を緩和し、医療機関に搬送されるまでの症状の進行を防ぐ補助治療薬エピペンという医薬品があります。症状悪化防止のために使用され、本来は自己注射薬ですが、本人が注射を打てない状況のときは、速やかに学級担任、養護教諭等の教職員がエピペンを打つことになります。そのため、全教員を対象にエピペンの投与技術の研修会を始める自治体も出てきています。適切かつ安全・安心に対応するための基礎知識や、エピペン投与法の習得など、本市におきましても研修会の開催、本格的対策を検討すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。多少重複するところございますが、深見学校教育課長に伺います。

○議長（堀田 英雄君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。

現在、本市ではアナフィラキシーショックを発症する児童はいない状況でございます。ただ、今後は、県の教育委員会とも協議しながら、養護教諭を初め全教員に対しましてエ

ピペン使用の研修会等実施しまして、緊急時に対応できる職員の育成に努めたいと考えております。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

再度教育長に伺います。呼吸困難などの重い症状が出た際に、エピペンを迅速に投与すること、タイミングが早過ぎてもエピペンの副作用はないので、迷った場合でも一刻も早く注射すべきであるとの指摘もあります。投与するタイミングの決断も、先生方には大変難しいと思います。学校はもちろん、教育委員会とともにエピペン注射の研修会を開催され、アレルギー事故防止に全力を挙げていくことが重要だと思います。教育委員会また全教職員を対象とした専門医による研修会を開催されてはいかがでしょうか。再度、教育長に伺います。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいま議員ご指摘のとおりでございまして、今後、国とか県、それとか関係機関としてしっかり連携させていただきながら、アレルギー事故防止について本市としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

担任の先生は、アレルギーの児童の情報は、詳しく入学時等掌握されていると思います。しかし、事故は、必ずしも担任の先生の前で起こるとは限りません。さらなる情報共有について、どのような対応をされているのでしょうか。深見学校教育課長に伺います。

○議長（堀田 英雄君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。

今おっしゃったとおり、アレルギーになる児童の情報につきましては、学級担任、それから養護、栄養教諭、給食調理員等は持っている状況でございます。

ただ、これはそういう職員だけでなく、全教職員でその情報は共有しておりますので、もし仮に学級担任がいない場合でも十分対応できるようになっております。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（１０番 中尾 淳子君）

それでは、最後に本市における児童の有病率について、深見課長にお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。

本市では、先ほど教育長が述べましたとおり、就学時及び進級時に調査を行っておりまして、その結果、本年度の児童1,960名に対しまして73名の児童にアレルギー対応食を提供しております。したがって、食物アレルギーの有病率は3.72%となっております。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

本市全児童1,960人のうち73名の児童についてアレルギー食をつくられているということは、大変な神経を使う生命にかかわる重要な作業だと思います。中間市の学校給食については、一つ一つ全部手づくりで、カレーのルーから市販のものではなく、つくられていると伺っています。そのため、本市の学校給食が大変においしいとの評価もよく耳にいたします。安心・安全なおいしい給食をこれからもつくり続けていかれますようお願いして、一般質問を終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。多くの皆様の支援により、議会に戻ってくることができました。初心に返り職責を全うしていく所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問をいたします。

初めに熱中症対策としての教育環境の整備について伺います。

各地で最高気温の記録を塗りかえるなど、ことしの夏は記録的な猛暑となっています。1日に発表された気象庁のまとめでは、6月から8月の平均気温は西日本で平均1.2度上回り、統計史上最高の暑さだったことがわかりました。九州の平均気温は、北部南部とも観測史上1位であったと報道されています。また、総務省の発表では、熱中症で救急搬送された人数が5万3,000人を超え、昨年より3割以上多くなっているそうです。熱中症で亡くなった人は338人にも上っています。

さて、小中学校では新学期が始まり、運動会、体育会の練習が開催される中、教育委員会としても細心の注意を払っておられることと思います。熱中症対策は、急務であります。

教育環境の整備として2点について伺います。

昨年6月、私が所属しておりました総合政策委員会の中でも、雑談の中ではありましたが、熱中症対策として学校へのエアコン設置が必要だと全委員の共通見解がありました。このたびの市長公約の一つに教育環境の整備として、教室のエアコン設置が掲げられています。大きな予算が伴う事業ではありますが、子どもたちの学習環境の向上のため早期実現を切望いたします。

市長は、設置時期についてどのようにお考えなのでしょうか。改めて伺います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

最近の暑さというのは、大変異常なものがございます。早急に設置したいなという思いはございすけども、このエアコン設置等々は多額の予算を必要といたします。国の補助を利用しながらやらないとという思いでございす。

平成26年度に補助事業としての申請手続を行います。これが次年度、次の年の補助申請受け付けでございすんで、26年度に申請をしても実施時期は27年となります。一番早い流れの中で、そのようなこととございす。27年度実施につきましては、先ほど言いましたように、1年間で全小中学校の普通教室にエアコンを設置したいと思っております。

その前段といたしまして、厳しい学習環境の中で頑張っておられます児童生徒に、少しでも良好な環境を与えたいという思いで、現在、全小中学校の教室に扇風機を配置するように指示をいたしておりますし、もう既に設置済みではないかと、そのように思っております。

以上でございす。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

再度伺います。確認ですけども、来年の申請ということは、ことしの申請が間に合わなかったということよろしいでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

申請受け付けが6月でございまして、今年度、時期的に間に合わないこととございす。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

先ほど市長は、ご自分の公約をるる述べられまして、かなり多くの予算が伴うものが並

べられました。その中で、このエアコン設置に関しても大きな予算が伴うものですが、優先順位を1番にさせていただけるかどうかを改めて伺います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、市長選の中での公約、私の公約でございます。私の気持ちといたしましては、今言ったように、27年度に実施するということでお答えをいたしております。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

では、次に移らせていただきます。また、近年猛暑対策として、ミストシャワーを設置する学校が増えております。茨城県取手市では、子どもたちを熱中症から守ろうと、全小中学校と幼稚園にミストシャワーを設置したところ、大変喜ばれているそうです。設置費用も1セット数千円程度で安価ですし、気化熱で二、三度程度気温を下げる効果があるそうです。屋外活動の暑さ対策として小中学校にミストシャワーを設置するお考えはありますか。教育長に伺います。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいまの議員ご指摘のとおり、本当に暑い夏を迎えております。現在、屋外活動での熱中症対策といたしましては、各学校に対しまして帽子の着用とか、それからこまめな水分補給を徹底するように指導しておりますとともに、国が設定しておりますけども、環境保健マニュアルにのっとりまして、気温が35度以上になった場合には、運動を中止するように通達をしているところでございます。

議員がお尋ねのミストシャワーは、水を微細な霧の状況に噴射して、蒸発する際の気化熱の吸収を利用して気温を下げる装置と思われます。

市長が先ほど申し上げましたように、教室には今扇風機もございますし、それからエアコンの設置も予定という形で行っております。今後、ミストシャワーの効果とか経費などにつきまして、またさまざまな情報収集を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

再度伺います。ミストシャワーは、今ちょうど季節の変わり目で安くなっております。ちょうど一番熱中症が起こりやすいのは、梅雨明けした直後なんです。ちょうど私どもの

選挙をしていた時期でございます。来年度に向けて、安価な物ですので、考えていただけないかと思います。再度お伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

屋外活動についてということで、屋外活動、運動場とか広いところがございますけど、ミストシャワーの場所とか、その効果なんかも十分に学校とまた検討して対策を練ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

ちなみに設置しているところは、昇降口等に設置している場合が多いようです。屋外活動から帰ってきたときに、一瞬で体が冷やっとして気持ちが切りかわるというようなことでやっておりますので、ぜひとも前向きにご検討お願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。要援護者の避難対策についてお伺いします。

災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障がい者等の災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法がさきの通常国会で成立しました。国は、平成17年にガイドラインを示し、要援護者の避難支援の取り組みを求めてまいりました。しかしながら、自治体間に大きな開きがあることから、このたび名簿作成の義務づけに踏み切りました。早急に名簿を作成する必要がありますが、本市の取り組みについてお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

本年の6月に災害対策基本法が改正されまして、災害時の避難において特に支援が必要な方の名簿の作成が義務づけられる規定が、来年の4月から施行される予定でございます。

詳細につきましては、担当のほうから回答させます。

○議長（堀田 英雄君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

それでは、お答えいたします。

この要援護者名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先や支援を必要とする理由などを記載することとなっておりますが、本市では既に災害時要援護者避難支援プランの全体計画に規定いたしております要援護者のリストを福祉部局の情報

をもとに作成いたしております。

ただ、このリストには個人の障がいの状況などが記載されておりまして、平時にこのリストを関係団体等に提供することについては、個人情報保護の観点から慎重にならざるを得ないと考えております。

来年4月に法律が施行されましても、これまでと同様に非常時を除いて本人の同意がなければ情報の提供ができないことになっておりますことから、この個人情報の取り扱いにつきましては、今後も慎重に取り扱う必要があると考えております。

災害を予防し、あるいは軽減するためには、自らの命は自分で守るという自助、それから、隣近所が助け合っていく共助、そして、行政がその取り組みを支援する公助、この三つの力が連携することが必要だと考えます。そういう意味では、要援護者対策は体が不自由な人たちが、災害時に地域から支援が受けられるように進めていくことが必要なことであり、地域の受け皿づくりが欠かせないものであると考えます。

このことから、現在、各自治会では、自治会長にご尽力をいただきまして自主防災組織の設立を行っていただいているところでございます。

本市では、まず、要援護者対策のかなめとなる自主防災組織の設立の支援を行い、要援護者が地域から支援が受けられるような体制づくり行ってみようと考えております。

また、市民の皆様にも、自主防災組織の重要性や要援護者対策の必要性を訴えるため、今後も講演会を開催するなど、さまざまな啓発活動を行ってみようと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

私は、平成23年3月議会で、「支えあう社会を目指す要援護者避難支援と避難訓練の実施について」との標題で質問をいたしました。その際、保健福祉部が所管している名簿を共有する形で情報を集め、作成していきたいとの柴田課長からの答弁をいただいております。その後、作成したのですが、名簿作成の年月日と対象者の内訳、人数をお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

柴田安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

お答えいたします。

名簿の作成でございますけれども、平成23年の7月に、先ほど部長の答弁でもございましたように、介護保険者情報、それから障がい者情報、この二つをマージをしまして、保健福祉部のほうで作成をしていただいております。そのでき上がったものにつきましては、

現在、防災担当部局である安全安心まちづくり課のほうで電子データとして管理をさせていただいてます。

ご質問にありました内訳でございます。要介護度3以上の方でございますが、776名です。それから、身体障がい者の1、2級をお持ちの方でございますが、1,068名、それから知的障がいの判定、A判定の方でございますが、この方につきまして97名、それから精神障がい者1、2級をお持ちの方でございますが、この方が174名、合計で2,115名というふうになっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

介護認定、障がいの等級などは、固定されたものではありませんので、また、在宅での生活も継続されるとは限りません。そういった意味で、名簿の管理また更新はどのように行っているのか、お伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

柴田安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

お答えいたします。

先ほどちょっと申しましたが、名簿の管理については、やはり非常に秘匿事項の大きいものがございますので、電子データできちとした形でパソコン上で管理をさせていただいてます。

更新につきましては、現在のところ平成23年の7月に作成して、現在のところ更新作業はいたしておりません。今後、この更新につきましては、今議員おっしゃられたとおり、内容については変わる、刻々と変わっていくものがございますので、定期的な更新について、保健福祉部と協議をして、今後、作成してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

名簿を作成していただいたことに関しては、評価はいたしますけれども、情報の正確性を確保するためには、やはり最新の更新が必要ではないかというふうに思っております。

保健福祉部のデータがそのまま連動して、こちらのほうに、安全安心まちづくり課のほうのデータに上がってくるような感じのシステム構築はできないのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

お答えいたします。

介護保険者の情報につきましては、ホストコンピュータで管理をされている関係で、比較的容易に抽出作業が可能になります。

しかし、今現在、障がい者情報、これについてはパソコンで管理をされてるということがございまして、それぞれ引き抜いて、いわゆる情報を一つのエクセルシートに落とし込む作業が必要になってくるので、少し保健福祉部の担当のほうで、それをきちっとした統一した様式にするのに少し時間がかかってるっていうことでございます。

今後、その辺も含めて保健福祉部と、極端に言うとワンタッチでできるようなシステムができるかどうか、するにしてお金の問題もかかってきますので、その辺について協議をしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

総務部長に改めてお伺いします。大切な情報ですので、やっぱりシステム構築はきちっとしていくべきだと思いますけども、部長としてはお考えは。

○議長（堀田 英雄君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

この要援護者の名簿というのは、これからずっと保管して管理していかななくてはならないものでございます。それは、やはりできるだけリアルタイムで更新されていくことが大切でございますので、今ございましたそういうシステムの構築が可能かどうか、そして、それにどれぐらいの費用を要するのかなとか、今後ちょっと検討して、これはできるだけそういうシステム導入に向けて考えていきたいというふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

今回の名簿作成の目的というのは、災害時要援護者を迅速に避難させるための体制づくりのためにあるというふうに認識をしておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

おっしゃるとおりでございます。この名簿の作成目的と申しますのは、災害時に迅速かつ的確に要援護者の安否確認それから避難誘導を行うため、要援護者の住所、氏名等を記

載した名簿を平時に整備していく必要があるものでございます。

この名簿を作成、整備することによりまして、要援護者の支援体制を構築するとともに、今後の個別計画の作成に当たりまして、必要なデータとしてこれを整備する、そういう目的として整備しているものでございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

実は、私の手元に中間市の災害時要援護者避難支援プラン全体計画ということで、もう個別計画の策定までの具体的なやり方等がきちっと載っております。そこには、「おおむね22年度をめどに、避難支援プラン個別計画を策定する」という文言があるんです。これが今まで策定されてきてないということの理由をお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

この全体計画の中では、22年度をめどにつくっていくということにいたしておりますけれども、やはりこの災害時の要援護者の対応というのは、地域での支援体制ができていないとうまく機能しないと考えております。そのために現在、自主防災組織の構築について、全力を挙げて取り組んでいるものでございます。この自主防災組織がうまく機能し始めれば、この次の段階で要援護者の支援体制の構築の支援に入っていこうと考えておりますので、個別計画の策定はこの要援護者支援体制に構築にあわせて実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

自治会制度への移行とか、住民情報の提供、また自主防災組織の立ち上げなど、本市の目指す協働のまちづくりが着々と進んでいるように見受けられますが、一方、地元の自治会等を見ましても、中間市の自治会加入率を見ますと61自治会中10の自治会が、加入率が50%に満たない状況であります。せっかく防災組織等、きちっとしたものを立ち上げても足元から崩れてしまうのではないかというふうに懸念しております。

要援護者の避難支援の取り組みは、弱い立場の人たちをどう守るのかという大きな問題であり、それぞれの地方自治体の姿勢が問われております。事前に災害発生時の個別の支援行動計画を細かく決めて訓練するなど、いま一度日ごろから地域で高齢者や障がい者を支える体制を整備することが必要になってきます。

このような点から、要援護者の避難体制の構築は、住民のきずなを深め自治体の活性化につながる重要な課題と言えるのではないのでしょうか。まずは、全体計画にうたわれておりますプロジェクトチームを早急に立ち上げ、個別計画策定に向け具体的な作業に取りかかっていただけますでしょうか。部長にお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

現在このプロジェクトチームは設置いたしておりますけれども、これは防災部局と福祉部局との間では、常に連携をとって一定の機能を果たしているところと考えております。

ただ、今後は地域の要援護者支援体制にあわせて、庁内の担当者とか、あるいは社協などと、関係機関とで構成いたしますプロジェクトチームというのをできるだけ早い時期に立ち上げて、そういった個別計画の策定に向けての準備を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

大切な問題でありますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

続きまして、生活支援課の充実と保護者への支援についての質問に移ります。

生活の最後のとりでである生活保護制度ですが、保護費の支給だけでは生活の改善が見られないケースが多いと感じています。保護者の生活の質の向上のためには、寄り添い型の支援が欠かせませんが、現状では十分な支援がなされているとは思えません。専従のソーシャルワーカーや保護者の生活を側面から支える生活支援員の配置などが望まれますが、見解を求めます。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

景気低迷、長引いておりますけれども、生活保護世帯も増加をし、ますます多様化する世帯環境に対しまして、ケースワーカーの助言や指導は非常に重要な役割を担っております。

議員、ご質問でございますけれども、私といたしましてはケースワーカーの個々の能力を高めながら対応してまいりたいと、そのように考えております。

詳細については、担当部長のほうからお答えをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

社会保障の根幹で、最後のセーフティーネットと言われております生活保護制度でございますけども、最前線で働くケースワーカーは、家庭訪問などを通じてさまざまな問題、事情を抱えた世帯に必要な援助、支援、助言を行っております。議員おっしゃるように、金銭的な自立と社会的な自立に向けて取り組んでいるところでございます。さらに査察指導員は、ケース記録などから担当ケースワーカーに対し、解決策に向けた必要な助言等も行っております。

しかしながら、世帯ニーズに十分な支援がなされていない部分もあるかと思います。その解決に向けては、ケースごと苦慮しているところもございます。

現状といたしましては、先ほど市長も申し上げましたように、ケースワーカーの研修等の充実を図りまして、また、関係各課と連携を図りながら、生活支援課の充実に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

事件発覚以来、生活保護というとネガティブなイメージが強調されがちですが、そもそも生活保護制度の目的は何でしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

石田生活支援課長。

○生活支援課長（石田 浩君）

生活保護制度は。

○議員（８番 掛田るみ子君）

手短に、手短にお願いします。

○生活支援課長（石田 浩君）

はい。保護法の第１条にあります自立助長を目的としております。この自立助長といいますのは、生活保護世帯の自立のみならず、さまざまな問題を抱えた世帯に対し必要な援助を行い、その問題に対し解決に導くなど、世帯の日常生活が健康で文化的なものであるように援助をしていくものと考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

生活保護は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の度合いに応じ必要な保

護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するというふうで、この自立の助長は、もう先ほど言われましたように、援助なしに自立できるように、力を添えてその成長を図ることで、成長とは経済的な成長だけではなくて、人格的にも自立できるよう援助を行うというふうに出てきました、調べたところですね。人格的な自立の助長をどのように促していくのかっていうのが今後の生活保護制度の課題ではないかというふうに思っております。

保護者に直接かかわるケースワーカーは、親のような役割を果たさなければならないというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

ケースワーカーの役割は、先ほども申しましたように、生活の指導、援助等いろいろなものがございます。まさに議員おっしゃるように、その世帯の親がわりという考えでも間違いではないんじゃないかと思います。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

本来ケースワーカーの仕事は、他法、他施策の優先とか自立の助長など、多くの知識と自分自身の人間性の向上が求められる大変な仕事であるというふうに受け取りました。

ケースワーカーの活動の一つに、家庭訪問がありますが、1人当たりの1カ月の家庭訪問の回数と、1世帯当たりの年間家庭訪問回数をお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

石田生活支援課長。

○生活支援課長（石田 浩君）

お答えいたします。

ケースワーカー1人当たり約85世帯を担当しております。その世帯を訪問基準に基づいて、格付を行った上で訪問計画表を作成いたしまして、月々の訪問件数を決めております。1人当たり平均であります、27から28世帯を月訪問いたす計画になっております。あくまでも計画で、実績はもう少し多くなろうかと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

課長のほうからいただいた25年度5月現在の実績によりますと、地域担当職員の、これ、ケースワーカーでしょうね、ケースワーカーの1カ月平均が27.5ということで、1世帯当たりの年間平均家庭訪問数が3.9と、これが一つの数値でしかありませんけど

も、これでケースワーカーの自立の助長という何か使命が果たしているのかどうかということは懸念されるのではないかと思います。課長、お願いします。

○議長（堀田 英雄君）

石田生活支援課長。

○生活支援課長（石田 浩君）

お答えいたします。

まず、家庭訪問は、事件以降2人1組を基本に行うようにいたしておりまして、訪問に関しましては、ケース格付に基づき、また処遇に基づき、世帯の抱える生活上のあらゆる問題などを十分に把握し、世帯の社会的自立に向けた指導・援助を行っているところであります。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

先ほどと重なったような答弁でしたけども、私が見る限りではもう本当に金銭管理ができない家庭だとか、生活保護を受給はされていても生活が本当に真つ当な常識的な生活を行っているとは言えないような家庭が多々あるように見受けられます。その辺に今後しっかりと力を入れていっていただきますようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか、課長。

先ほどの答弁ではソーシャルワーカー、生活支援員の配置は難しいが、ケースワーカーのスキルアップをすることで充実を図っていきたいという趣旨でした。今回、面接相談指導員が今、空白になっております。そこに女性のソーシャルワーカーなり、そういった福祉関係者を登用することができないでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。現在、面接指導員不在になっておりますけれども、10月からOBの方に来ていただくように今手配済みでございます。女性のソーシャルワーカー、また、女性のケースワーカーという――配置をとということでございますけれども、これも人事部とよく相談して進めてまいりたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

男女共同参画の視点からも女性のケースワーカーの配置とかそれは大事になってくるんじゃないかというふうに思っております。以前はケースワーカーに女性がいらっしゃいま

したけれども、今は一人もおりません。母子家庭とかの訪問とかにやっぱり女性の力は必要なのではないかと思しますので、今回の相談員のほうがもう決まっているようであれば、もう無理かと思しますので、来年度の人事のときには考えていただきますように要望いたしますが、いかがですか。

○議長（堀田 英雄君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

今はもう男女共同参画時代でございますので、職場においても男女の配置については垣根を取り払わなくてははいけません。過去においては女性が配置された時期もございますので、決して今、それを排除しているわけではございません。その辺は今、議員ご指摘の部分も含めまして十分検討させていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

ケースワーカーが保護者に直接かかわる仕事をしております。こういった本当にわずらわしい部分もあるかもしれませんが、自身の誇りと使命感を持って元気に仕事をしたいっていただきたいというふうに思っております。

先ほど答弁にありましたように、課長、係長がしっかりとサポートをして生活支援課の充実、また保護者への支援の向上を図っていただきますよう要望いたしまして、私の質問といたします。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。通告書の内容で一般質問をいたしますが、質問の順番を入れかえさせていただきますことをご了承願います。

最初に住基カードについて質問をいたします。

高齢化が進む中で、運転免許証の返還等により身分証明書を提出できない高齢者が増えていくことは想像にかたくありません。そこで、一定年齢になった方に無料で住基カードを配布するという市民サービスを施してはどうかと思っておりますけれども、市長の見解をお聞きいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。住基カードの発行につきましては、運転免許証を自主返納した高齢者の方に対し、無料で発行している自治体もあることから、本市におきましても検討した結果、見送った経過がございます。平成15年度の住基カード開始当初において有料化とした経緯といたしましては、本市と遠賀四町で協議をし、手数料として500円に統一したものでございます。

今後マイナンバー制度を創設する法案が本年5月に成立をし、平成28年度以降に顔写真つき個人番号カードの付与も予定されておりますことから、国や他市町村の動向を鑑みながら一部無料化について検討してまいりたいと考えております。

なお、現在、高齢者の方が市民課の窓口に来られたときには、率先して住基カードの作成を呼びかけるとともに顔写真撮影も無料で行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

1カ月単位で結構なんですけれども、平均何人くらいの申請があっているのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

高橋市民部長。

○市民部長（高橋 洋君）

お答えします。月単位ではございませんが、24年度の実績といたしまして約300件、現在当市が発行しております住基カード顔写真つき写真なしの合計枚数が2,075枚でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

何年前から、これ配布始まったのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

高橋市民部長。

○市民部長（高橋 洋君）

住基ネットの制度は平成13年度に開始されまして、住基カードの配布は平成15年8月からでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

年齢等でしか言えないと思うんですが、申請者の内訳等わかりますか。

○議長（堀田 英雄君）

高橋市民部長。

○市民部長（高橋 洋君）

19歳以下、未成年の方が約53枚、20歳以上69歳までの方が1,219枚、70歳以上の方が803枚でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

70歳以上の方が3分の1以上は占めてある。3分の1以上、半分。何らかの事情で郵送で、例えば戸籍謄本を請求する場合は、住基カードとか運転免許証のコピーであれば一つでかまわないんですけれども、顔写真がないものについては自分の身分を証明するものが二つ必要になってまいります。それとか、急遽金融機関でカードをつくりたい。運転免許証がなかった場合は、銀行のほうから役所に行ってから住基カードをつくって、それを持ってきてくださいというふうにおっしゃるみたいです。

市長の答弁のほうで、マイナンバー制の導入等あるので、そういった事情も鑑みながら考えているというか、ちょっと控えているという答弁でございましたけれども、プラス運転免許証の自主返還のときには他の自治体で無償で配布しているところもあるという答弁でございましたが、これ中間市でできないんですか。なぜできないんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

高橋市民部長。

○市民部長（高橋 洋君）

お答えします。先ほど市長が申し上げましたように、今回マイナンバー制度が導入される予定となっております。この制度の中で個人番号カードというのが新たに配布する予定となっております。この個人番号カードが配布されますと、現在の住基カードの規定が廃止されるということになっておりますので、この辺の政省令等を現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

マイナンバー制導入はいつごろという見込みでいらっしゃるんですか。

○議長（堀田 英雄君）

高橋市民部長。

○市民部長（高橋 洋君）

現在の予定では平成28年1月実施の予定でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

まだ、少々の期間はあると思いますので、この期間だけでも私は結構なので、導入すべきだというふうに強く要望いたします。

身分を証明するもの、住基カードというものがあること自体を、市民の皆様、知らない方も結構いらっしゃるんじゃないかなと私は思います。市民の皆様に行政のほうからより一層の周知が必要ではないかというふうに思います。多分広報なかま等では何度か周知はされてあると思うんですが、より一層の周知プラス免許証返還時の無料配布、これを強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

公共施設のマネジメント白書について質問いたします。

私は昨年12月議会で本事案を提案をいたしました。事案の内容は本市は人口減少と少子高齢化が進んで、高齢化率は30%を超えている。もうことは31%を超えました。自主財源も減少方向にあり、交付金等の依存財源に頼っている大変厳しい財政状況にある。そういう状況の中で、老朽化した公共施設の改修及び建て替えを行っていくためには公共施設の現状を全て把握した上で、中長期的な見通しと財政を連動させた計画的なマネジメントが必要である。また、重要だと考えている。よって、健全な自治体運営を行っていくために、そのたたき台となる公共施設のマネジメント白書を早急に作成すべきであると提案をしたものでございます。

この提案に対して、市長は答弁で「必要だと思います。前向きに検討させていただきたい」と、9カ月前に答弁をされました。随分日にちがたちました。現在の状況をお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。公共施設マネジメント白書の作成につきましては、昨年12月議会におきまして議員さんからのご提案をいただきまして前向きに検討していきたいと答弁をさせていただいております。その必要性等々認識をいたしております。今の現状については担当部長のほうから回答させます。

○議長（堀田 英雄君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

それではお答えいたします。この公共施設マネジメントは、市が保有する施設や設備を

資産としてとらえ、その損傷、劣化等を将来にわたり予測することにより効果的、かつ効率的な維持管理を行うためのツールとして、まだまだ少数ではございますけれども導入している自治体もございます。

近隣では飯塚市や玉名市が導入しておりますし、北九州市も昨年１２月に行財政改革調査会から公共施設のマネジメント方針について中間答申が出され、現在その方針素案の策定中であると聞いております。

議員からのご提案を受けまして公共施設マネジメントを導入している自治体の状況を調査いたしておりますが、合併により肥大化した施設の統廃合のために活用している自治体もあれば、より効果的、効率的な施設運用のために活用している自治体もございます。導入しているいずれの自治体も公共施設を重要な資産としてとらえ、人口が減少する中であって、施設のハード面や運営状況、利用実態、トータルコスト、こういったものをさまざまな角度から整理分析いたしまして、相当なボリュームを持った白書を作成し、これを市民にわかりやすく提示していると、そういう状況でございます。

このように公共施設マネジメントの方針、白書というのは本来庁舎や学校、公営住宅などの建物のみならず道路、公園、水道など市が保有する全ての財産について、現状と将来予測を精緻に調査、分析したものとしてつくり上げていく必要があるために、その策定には相当な時間とマンパワーが必要であると考えます。

市では、行財政改革の取り組みの一環としてこの公共施設マネジメントの必要性については十分認識しておりますが、方針策定には担当部署を定め、腰を据えてとりかかる必要がございます。このため実際に策定準備に入る時期につきましては、本年１０月末に出される予定の行政経営改革の有識者会議からの最終答申を踏まえまして策定いたします次期行政改革プラン、この中に盛り込みましてその準備の時期といたしたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

この公共施設マネジメント白書は必要なものであり、作成に取り組んでいただけるものと認識をした上で再質問させていただきますが、このマネジメント白書の最終完成形に至るまでは、それなりの費用と労力がかかるということは理解はできます。

私も１２月議会でこの白書の内容についても触れました。例えば、人口の推移と人口の予測、歳入歳出の財政状況と財政予測、箱もの施設の築年数と整備状況、その施設の耐震化の有無、診断によって建て替え及び改修に必要とするコストの試算、施設の利用状況と運営状況、起債を起こしてからの未償還金額、施設ごとの人件費、事業費等々のコストの掌握を申し上げました。

今申し上げた中でも、今すぐにでも提出できる各セクションで掌握しているデータはあると思います。例えば、施設の築年数と整備状況、これはわかると思います。耐震化の有無もわかるんじゃないでしょうか。学校しかしていませんので。利用状況も未償還金もわかるんじゃないでしょうか。橋梁については昨年から本年にかけて建設産業部の後藤部長のところで、市の全ての橋梁の把握と点検をされたというふうに聞いておりますが、後藤部長、どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤建設産業部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。中間市で橋の長さが2メートル以上というのを橋梁して位置づけて、中間市で管理しているのは173橋、全部でございます。その中で大きく橋の長さで三つに分類しております。一つは2メートル以上5メートル未満、5メートル以上15メートル未満、それと15メートル以上の橋梁です。ちなみに2メートルから5メートルまでが118橋、5メートルから15メートルまでが36橋、15メートル以上が19橋、計173橋です。

それで24年度から実際に実施しておりまして、点検業務が今現在、173橋中79橋完了しております。今年度は残り94橋、94橋というのは全部2メートルから5メートルまでの橋になりますが、その橋梁の点検と同時に173橋の今後の修繕計画を今、発注をしております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

この公共施設マネジメント白書の作成は次の質問にも深く関係があるもので、ちょっと執拗に質問をさせていただいております。

私が要望しているものは、今、あるデータと資料で予算を余りかけずに、まず、作成してほしいということでございます。この範囲の中で白尾総務部長、可能ですか、不可能ですか。そういった、今、わかる資料なりデータなりをどこかの部署で整理していただいて提示できるようなものをつくるということは。

○議長（堀田 英雄君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

現状の管理状況はそれぞれの部署で管理いたしておりますけれども、それをとりまとめて一つの部署でその部分だけを管理していくことは、そんなに難しいことではありませんので、それは可能だと思います。

ただ、ちょっと、いわゆる公共施設のマネジメント白書ということになりますと、そういう部分だけではございませんので、かなりの時間を要するというふうに考えておりますけれども。今おっしゃった部分については今でも、そんなに時間をかけずにできることだと考えます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

先ほども次の質問にも関係あるのということでした。それプラス、本当に必要な施設なのかどうなのか。市の単費なり補助金が出ればいいんですが、そういったものをそこに充当すべきなのかどうなのかというものを見極めるためにも、こういった白書というか、現状だけでも結構なので必要ではないかというふうに考えております。

次の質問に移ります。公共施設の耐震化について質問をいたします。

学校施設は今年度で耐震化は完了すると聞いておりますが、今後の公共施設の耐震化のスケジュールをお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。公共施設の耐震化におきましては、平成１８年１月の建造物の耐震改修の促進に関する法律改正に基づきまして、地震による建造物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために既存建造物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進することを目的といたしまして、平成２１年８月に中間市耐震改修促進計画を策定をいたしております。

これまでの流れ、また今後のことにつきましては、担当部長のほうから回答をいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

この耐震促進改修計画の中におきまして緊急避難場所となります学校体育館及び校舎の耐震化に重点を置きまして学校教育施設におきましては、本来この計画の中で３０年度までに１００％やっていく、達成していくという目標を掲げておりましたけれども、これは前倒しで今年度達成する予定でございます。

それは一つには公立学校施設の耐震化事業に係る国庫補助率かさ上げ措置が平成２７年度末までとされていることもございまして、早期の耐震化を図ったところでございます。これによりまして、今年度１００％の耐震化率を達成することになりました。

この学校施設の耐震化が完了する今後につきましては、耐震改修促進計画を踏まえまし

て耐震性確保がなされていない公共施設の中で、災害時の情報収集や指令等を発する災害対策本部として機能するこの市庁舎本館の耐震化を最優先の課題といたしまして、その耐震診断にかかる経費を平成26年度当初予算に計上したいと考えております。

その後につきましては、災害時の2次避難所としております体育文化センター、これを優先的に実施することとし、その他の施設におきましても財源の確保を図りながら可能な限り早期に耐震診断を実施の上、計画的に耐震化を推進することといたしております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

まずは来年度に本庁舎の予算を計上する。体育文化センターは次の年くらいなんでしょうね。耐震化の第一歩は耐震診断であります。この耐震診断を実施しなければいけない施設は何カ所ぐらいあるんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

田代財政課長。

○財政課長（田代 謙介君）

お答えいたします。今年度で小中学校が完了しております。あと昭和56年以前に建てられた建築物といたしまして、あと6施設残っております。具体的には庁舎本館、それから今申し上げました体育文化センター、中央公民館、働く婦人の家、中鶴店舗付住宅、中間市立病院、以上6カ所でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

市営住宅等はいいいんですか。土手ノ内は新しいからいいでしょうけど。中鶴とか、もう解体するんですか。

○議長（堀田 英雄君）

田代財政課長。

○財政課長（田代 謙介君）

この計画では中鶴店舗付住宅が昭和46年建築ということで耐震化が必要というふうになっております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

今、言いましたように、ここには市営住宅等が入っておりません。6カ所とおっしゃいましたけれども、6カ所以上実際はあるんじゃないかなというふうに思います。

耐震診断で耐震が不足だったということになれば、耐震補強を施すわけなんですが、学校施設のように国とか県からの補助金というものは見込めるんですか。

○議長（堀田 英雄君）

田代財政課長。

○財政課長（田代 謙介君）

小中学校につきましては、交付税も含めました非常に手厚い財政措置がございましたけれども、庁舎本館、それから体育文化センターその他の施設につきましては、そこまでの財政措置はございません。現状、国土交通省の社会資本整備総合交付金でも十数%の補助率ではないかというふうに認識をしております。

また、この補助を使わない場合におきまして、地方債起債ということになりますけれども、その起債につきましても交付税措置がわずかであるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

補助金は十数%ぐらいであろうという、今、現状だと。起債を起こしても交付税でカバーしてくれる率も極めて低いんじゃないかということは、市の単費がかなり必要になってくるということですよね。イコールそのまま財政状況が厳しくなるという予測がされるということではよろしいんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

田代財政課長。

○財政課長（田代 謙介君）

確かに一般財源は生じておりますけれども、これまで小中学校をいたしてまいりましたとおり、今後も耐震化につきましてはこういった形で財源を最優先に取る必要はあるのかなというふうには感じております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

私もそう思いますし、そのように努力をしていただきたいと思います。

私がスケジュールをお聞きしました当面、来年が庁舎本館、次年度ぐらいから体育文化センターを考えていると。あと残りについてはまだ不透明であるということだと思います。このスケジュール、または優先順位を決めるにしても、そして何より不要な施設を増やさないためにも健全な自治体運営を行っていくためにも、この前、言いました公共施設のマネジメント白書は早急に作成すべきではないかというふうに思います。

部長おっしゃる完成形というのは、確かにいろんな情報データも必要になってきますし、マンパワー労力もかかる、予算もかかることだとは十分存じ上げておりますけれども、この耐震化のみだけを考えた場合には、先ほど私が要望したものは必要不可欠ではないかというふうに考えておりますので、現時点でできる——マネジメント白書まではいかないにしても、現状の集約したものを作成を希望いたしまして一般質問を終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

.....

午後0時58分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

まず、田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。通告に従って質問をいたします。

まず最初は消防力の強化の問題であります。

けさ方も数多く出されましたけど、近年自然現象の変化による災害が多発をしています。今、大雨は日本中どこで、いつ、降り続いてもおかしくない状態であります。最近も大雨洪水警報や注意報がこの中間市も含む広域で連続して出され続けました。お隣の山口県や山陰地方では被災地に連続で大雨が降っています。昨日は竜巻もですが、名古屋だとか、高知だとか、栃木だとか、日本全国各地でそういった地名が報道されています。竜巻も連日発生をし、多大な被害が起こっています。警告や注意報はこの中間市でも出されています。私も防災メールというのがありますけれども、近々で十数回ポケットのベルといいですか、携帯が鳴り続けています。非常に異常な状態であります。

また、夏の暑さも異常で猛暑日と言われる日々が連続し、熱中症で倒れる人も激増しています。総務省消防庁の発表では熱中症で搬送された人は5月27日から8月18日までの約3カ月間で4万7,418人、死者は74人、これけさ方の掛田議員の338人とちょっと差があるんですけれども、どちらが正しいかは調べようがありません。ですが、私のほうでは74人というふうに聞いています。3週間以上の入院が必要な人が1,305人、65歳以上の高齢者の方がこの半数近くを占めています。これは前年の1.35倍にもなっているということでもあります。

中間市では救急搬送が激増していると思いますが、その点、中間市での状況について消防長のほうにお聞きしたいと思います。近々の熱中症での搬送の数値についてお教えいた

だきたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

安田消防長。

○消防長（安田光太郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。本市では本年昨日までに熱中症、または熱中症の疑いで搬送させていただいた人員は22人でございます。昨年の総計が13人でございますので、昨年比も現時点で1.7倍となっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

全国的には大体5万人程度ですから、その比率からいくと中間市のほうはかなり全国平均よりも多いと思います。そういうふうに関、救急搬送が非常に増えているということでもあります。

さて、このような状況の中で、災害時の消防業務も今、重要性が増しているのではないかと思います。ところがこれに対する行政の対応はこの緊急事態に見合ったものになっていないのではないのでしょうか。

2010年度の防災白書によりますと、2000年度1兆677億円だった災害予防費が2010年度で2,165億円、10年間で5分の1に減っています。また、一般会計に占める防災関係予算総額も予算に占める割合が約8%をピークに今では1%にまで低下をしています。このような状況下だからこそ、今一層の強化が必要だと思います。

また、中間市についても今までも我が党の宮下議員が質問してきましたが、その内容は主に消防職員の人数の配置問題でした。市長は2年前に議会で適正な勤務ができるよう消防長等との意見を聞き配慮したいとお答えになっていますが、今でもそのお気持ちに変わりはありませんか。市長にお伺いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

基本的にはそのような考えでございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

現在の消防職員は49名、条例定数は58名です。条例定数に対しては9名不足をしています。しかし、実際は毎年、退職者と新規入職者が交代をいたしますので、新規の場合はそれから各種の研修を長期間やらなくてはなりません。昨年度は3名ということでした。

そのため実質的にはこの49名からもまた減員になっています。その結果、2日から3日に1回の割合で非番の人の非常呼び出しがかかっている状態だと思います。このこと自体が異常なことだとは思われませんか。これは市長にお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

非常呼び出しが多いということでございます。災害や救急に対応するために、また、次の災害発生に備えて年間、言われますように大体150回程度の消防職員の非常召集を実施しているということは報告を受けております。

中間市の生命財産を火災等の災害から保護するという消防職員の任務に照らしまして、今のところは現有人員で何とか頑張っているなという思いと、これからもちよっと頑張りたいなという思いでございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

今のままで頑張るという話にしか聞こえませんが、今から展開いたしますけれども、もともと数が足りないわけなんですね。

実は今、消防力というのは、消防署員の数の問題と同時に消防団員の数の問題もあります。消防団員についてはピーク時、日本全体では200万人を超えていました。これが現在は89万人程度だと言われています。中間市の状況についても変わりはないというふうに思います。

そうした中で、専門職としての消防署員の役割が前にも増して大きくなっているのではないかと思います。国につきましては消防車1台に5人乗務の体制を求めています。これは消防隊員が連携を図りながら1台あたり2線のホースで放水し、消火に当たり、同時に建物内を検索して逃げおくれた人を安全、確実、迅速に救助するための活動に必要な人員とのことですが、今、中間市の消防車は火災時何台出動し、それぞれ何人乗っているのでしょうか。また、国の基準どおりだとこの中間市の定数は何人必要なののでしょうか。その辺について消防長のほうにお答えいただきたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

安田消防長。

○消防長（安田光太郎君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まず、火災時における出動体制でございますが、ほかに隊が災害対応していない場合は4隊で出動いたします。まず、水槽を積載したポンプ車に3人、2台目のポンプ車に3人、3台目の救助工作車という救助資機材を積載した車両に2名、そして救急車に3名、11人で対応いたしまして、消防本部には通信担当の

2名が残留いたします。

それから、議員お尋ねの件は消防力の整備指針という告示に基づいたものであらうと思います。これは平成24年の調査の結果は中間市では基準によれば消防職員106名という数字が出ております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

国の基準が106人で実際には法定定数が58名で、実人員が49名で、入れかわりの関係で実態的には46名しかいない。106人という数が非常に浮いた数に見えますけれども、それが実態だと思います。こういう数の差については余りにも差が激しいんじゃないかと思うんです。ここはやっぱり全国の基準から見ても問題があるんじゃないかと思います。

全国的には大体平均すると20万8,000人、必要な消防署員が今約15万8,000人しかいないということで75%程度の充足と言われているんですけど、中間はそれに比べても50%を切るような状態になっているわけです。これについてはやはり問題ではないでしょうか。市長の所見をお伺いしたいと思いますけど。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

基準で106名、ちょっと4万4,000の市に106名の消防職員が必要ということでございます。私自身、その基準がどのような基準の上で106名というのが算出されているのかというのは勉強不足で不案内でございますけれども、今言いますようにこの4万4,000の市の中で106名の消防職員の必要性というのは私自身現実的には感じておりません。ただ、近隣の直方、また広域消防にいたしましても、広域も100名程度ではないかとそんなふうに思っております。直方市のほうもうちより少し多いくらいの消防職員ではないかと、そのように認識いたしております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

今からその話をちょっとしたいと思うんですけど、実は中間市の行革特別委員会で消防のほうからいただいた資料があります。それによりますと中間市では全ての署員が消防と救急を兼務をしているようでありますけれども、救急車が出動したときの消防車の対応が示されています。ちなみに直方市では救急車の専任が7名と記されています。火事があっても救急は別に配置をされているわけです。

ところで、今の中間市の消防署の日々の人員体制は、いただいた資料では出動要員が13人のときと14人のときがあるというようになっていましたけれども、13人のときですと救急車が1台出動したときに火災が発生した場合、3人乗車が2台と2人乗車が1台というふうになっていました。

お聞きしますけど、消防自動車1台2名で消火活動そのものができるのでしょうか。消防長、お答えいただきたいと思いますが。

○議長（堀田 英雄君）

安田消防長。

○消防長（安田光太郎君）

ただいまのご質問にお答えいたします。消火活動にポンプ車1台と隊員2名で消火活動が可能かというお尋ねだと思いますが、これは単独1隊としてポンプ車1台、隊員2名では消火活動は極めて困難なものになると思います。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

もともと国はこれ5万人未満の人口の場合には5人体制で3台ということを行っていると思うんですけど、現状は余りにも大きな差があると思います。今は当初も言いましたけれども、熱中症などで救急出動が確実に増えています。それを前提として話をしているわけですけども。次に救急車が2台が同時に出動したとき、消防車は3人乗務1台と2人乗務1台とのことであります。つまり2台しか消防車が動けない上に1台は消火活動はできないわけです。また、救急車が3台同時に出たときには消防車は1台2名乗車のみの出動になります。これでは消防車は駆けつけるだけで消火はできないと思います。

お聞きしますけれども、昨年救急車の救急出動と火災による消防車の同時出動はあったのでしょうか。消防長、あったのでしょうか、お聞きします。

○議長（堀田 英雄君）

安田消防長。

○消防長（安田光太郎君）

ただいまの質問にお答えします。昨年においては火災出動が15件ございました。そのうち1件で現場で負傷者が発生しておりましたので現場から救急隊によって医療機関に搬送しております。1事案ございました。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

以前お聞きしたときにもともと火災の場合には救急車1台は同時に駆けつけるというのを聞いていましたので、今、私が聞いているのはそういう事態ではなくて、火災現場以外に発生した救急と――火事と同時にあったのかというのを聞きたかったんですけど、今の質問、私のほうで解釈しますとなかったということですね。わかりました。

ただ、そういう事態が起こったときに救急のほうはどうなるのでしょうか。火災があって、救急が誰もいないのにまた、救急の出動が来た場合なんです。消防長。

○議長（堀田 英雄君）

安田消防長。

○消防長（安田光太郎君）

ただいまの質問にお答えします。議員が先ほど申されましたように炎上火災の場合はもう全ての隊が同時に現場出動いたしますので、その際救急車の要請がありました折には、現場に向かっております救急隊がそのまま3名乗車で救急事案に対応いたします。

一方で、炎上火災におきましては第3出動と申しまして直ちにサイレンを吹鳴して非番職員、週休職員を非常召集いたします。それによって参集いたしました職員で応援隊を組んで火災現場に派遣する一方で、参集隊員で救急隊を組織して次の救急事案に備えることといたしております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

お聞きしていると非常に心もとない厳しい状態というのがよくわかります。どちらにしても救急というのは最悪の事態を想定して常日ごろから備えるということが大事だと思います。もし、そういう備えがないなら、もしものとき目の前で苦しんでいる人がいるのに「救急車は今出払っておりますので今から手配をします」とかということになったり、火災の場合でも「済みません、今、救急車が出払って火事に対応できません」とか、そういう話になりかねないわけですね。こういう状況については、やっぱり先ほど最初に言いましたように、もっと整備をすべきだと私は思います。

実は、消防にはこうした問題と同時に国の指針である広域化という問題がもう一つあります。当面中間市では遠賀消防との広域化が叫ばれているようではすけれども、中間消防の現実の状況については先ほど紹介いたしました資料から調べてみました。お隣の直方市との比較であります。先ほど市長が言われた直方市ですけれども、直方市は面積が61.78平方キロメートル、中間市は15.98平方キロメートル、約4分の1の面積です。平成22年度でいただいた資料なんです、直方市では全焼が6件、中間市ではゼロ件、半焼では直方市では1件、中間市も同じ1件です。部分焼、これは直方市が5件、中間市もやはり同じ5件ですが、一番の違いはぼやです。これが一番軽い火災ですけれども、直方市

が5件、中間市は11件。合計で1年間の火災件数はどちらも17件であります。

焼失面積、直方市では789平方メートル、中間市では23平方メートル、中間市は直方市の34分の1の焼失被害であります。消防署所の配置は損焼部分が修復して使える部分焼以下にとどめることをめどに配置をしているそうであります。

その点では中間市の消防対応は評価ができると思います。人口規模は直方市が5万8,000人くらい、中間市では大体4万4,000から5,000の間だと思いますけれども、その火災対応には大きな差があります。この差は消防職員の奮闘と同時にその守備面積から来る到着時間の早さにも問題があると思います。

国は火災発生から隣接の2方向まで火が広がる時間を8分と見ています。4方向に広がるのには11分、そのために6分30秒以内に到着することを求めています。また、ホースの準備も2人ですのと3人ですのとでは到着してから放水するまでの時間が1分から2分違うということを京都市の消防職員は語っています。到着時間と同時に放水までの時間というのも非常に大事であります。

ところが、広域化ということで国の言い分が到着時間より到着台数を問題にし始めました。広い範囲を数多い台数でカバーしようというわけですが、しかしここにも問題があります。今までの個々の市町村の合計より全体としては減ることもあるわけでありま。一応駆けつける台数は増えるのですけれども、しかし火災が発生してから20分なり、かなり時間がたって何台駆けつけるかということより、やはり火災発生からの到着消火着手の時間のほうが大事ではないでしょうか。

また、市町村合併による広域化の中で地理不案内ということもあり、静岡県浜松市では救急車が山の中で迷子になるという笑うに笑えないような事態も生まれています。人事異動などもあり地理不案内ということもあるようですが、余りにもお粗末なことでありま。す。

今でも広域での連携ということでは、同時多発、境界付近、大規模自然災害等では広域で連携をするようになっていきますから、何も組織的に一体化をして中間市のこの有利な条件を捨ててまで広域化することはないと思います。

また、広域化ということになりますと、中間市を守備範囲とする舞台の遠賀地域への出動も頻繁に出てくるわけですから、プラス要因だけではありません。何も加勢してもらってだけではないわけでありま。す。今1日に日本全国では4.7人の人が火災のために亡くなっています。ぜひ広域化ということではなく、この中間消防の利点を生かす方向で頑張っていたきたいと思います。

市長、今のお話でいかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

消防の広域化についてでございますが、さまざまな分野でメリット、デメリット、これはあろうかと思っております。一般論といたしましては消防本部の規模は大きいほど火災などの災害に対応する能力が強化をされ、組織管理や財政上の観点からも望ましいと、そのようにされておりますけれども、市町村の消防の広域化に関する基本指針という総務省消防庁の告示が本年の4月1日に一部改正されております。なお一層の推進を図り、平成30年4月1日までに広域化を実現させろとそのような動きがございます。この問題につきましては、国県の動向を見守りながら関係機関とも慎重に協議を重ね、取り組んでまいりたいとそうように思っております。

随分前から20万、その後30万、それが増えたり減ったりというような国の動向も温度が高くなったり、低くなったりというちょっとつかめないところがございます。先ほど言いましたように国の動向等々を把握しながら対応していきたいなとは思っております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

一般的なというふうな一般論として言われましたので、今後は中間市の具体論として検討してほしいと思います。

それと中間消防のもう一つの救急出動の特徴について訴えたいと思います。これも平成22年度のいただいた資料なんですけれども、中間の救急出動について載っています。出動件数が直方市が2,881件、中間市では2,411件です。人口の割には若干中間市の出動が多い傾向があります。そして、到着時間、これ直方市では通報受けて7.5分、中間市は5.9分です。これは遠賀広域では7.7分、管下で一番遅い甘木朝倉広域では9分もかかっています。実は中間消防のこの対応の早さは福岡県で断トツの1位であります。命を守るというのが時間との戦いが大きいと思います。中間市のこの利点をより一層生かす方向で今後も頑張ってもらいたいと思います。

そして、消防自動車の1台当たり乗務5人体制を確保するためにも、せめて早急に条例定数の58人は確保することをお願いをしたいと思います。

先ほども述べましたけれども、日本全国の消防署員の数は国の決めた必要数の75%とされています。充足率という数字ですけれども、全国では5万人も不足しています。その一方、かつてはソ連が攻めてくる、今ではならずもの国家が攻めてくるということで配置をされ、60年以上も一度も攻めてこられたことのない我が国で、人の命を守るというより敵と戦うという訓練をする、その自衛隊員が23万人を超えています。年間5兆円もの予算を使って上陸作戦や敵地攻撃の訓練が主となる訓練をやっています。自然災害には市町村から出動要請通知を受けて初めて派遣することもそこで検討するというのが自衛隊であります。

それに比べると、自治体の消防は自然災害や病気など本当に命を目の前にして即時対応

で頑張っているわけであります。数にして自衛隊員の65%しか配置をされていません。これらはそれこそこちらのほうでは病気、怪我、火事、自然災害に毎日攻めたてられて死者も多発しているわけです。それも市民からの直接の通報で動くという特徴もあります。実態に見合った予算執行という点でも国県がこういう無駄なことをやっているわけですから、やはり市としてはちゃんと消防力強化の立場で予算要望をしてほしいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。市長、どんなふうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず最初に自衛隊が何か無駄なお金を使っているというような、そのようなお話でございます。東日本大震災のときのあの大きな活躍というのはご存知ないんですかね。いや、本当ですよ。本当に若い隊員が余り死体等々も見ただことのないような、その隊員がああいうふうな場所に行って頑張っておられます。あの自衛隊の半分はあんなふうな災害地に行って、今度残された方たちは事務等々につきましても2倍の仕事をやっているわけでございます。この自衛隊の活躍をもう少し報道をどうしてしないんですかという話の中で、やはり映像に耐えきれない部分が多々あると、そういうことで余り自衛隊の活躍というのは報道されない部分があったと聞いております。まず、自衛隊の皆さん方は本当に今あなたが言ったように無駄なことかという、ちょっと強い憤りを感じているところでございます。

それと、消防署の件でございますが、先ほど来言っておりますように現勢力で何とか頑張っていたきたいとそのように思っておるところでございますし、広域化につきましても言われるようにデメリットも多々ございます。それと広域化にしても合併と同じでございまして、相手のあることでございます。今回、デジタル化等々につきましても広域ともちょっとお話をさせていただいたんでございますが、うまく行かなかったという部分もございます。

いろんな問題がございしますが、今言われますようにうちの消防職員大変優秀でございまして、この近辺を代表してポンプ操法大会にも出場したりということで、個々頑張っておりますので、今の体制、それと職員採用につきましても6カ月の研修でございます。それあたりで退職者が出る場合は、その研修期間、前倒しをして採用し、4月からしっかり職務に対応できるようにそのような対応もさせていただいて、少しは改善しているんじゃないかとそのように思っているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

時間が余らないのでそういう議論を始めるとこれだけで終わってしまうんですが、ただ、自衛隊については全て不要論という話をしているわけではなくて、消防との現実の活躍の

内容が余りにも差があるわけです。しかもこちらはもう近々の問題で、今必要性がもう目の前にあるわけですから、ここにもっと強化すべきだという話をしているわけです。ですから、必要、必要でない論はまた個人的に別の時間を取ってやればいい話だと思いますので、ここではこれ以上踏み込みません。

それと、次に職員の不祥事の問題がありますのでそちらに移りたいと思います。

今回の一連の不祥事を受けて市当局が動き始めたなというふうには思いますが、どうも報告の義務化とか、業務のマニュアル化とか、幹部職員によるコンプライアンス委員会の設置とか、上からの研修の強化とかいろいろ出てきていますけれども、一つ大きいものが抜けているのではないかというふうに思えてなりません。それは職員自身の意識と意欲に基づく取り組みそのものです。職員の主体的な変化をどうつくり出すかという点です。どうも今やっていることは一番変化してほしい現場職員の参加という主体を抜きにした改革案ではないかという思いを強くします。

それと私は市民と職員との仕事を通しての関係の持ち方に少し改善すべき点があるのではないかと思います。市の仕事は国の出先としての国政の延長線での仕事と、自治体というそこに住む市民を主体とした生活関連に奉仕するという仕事があると思いますけれども、どうも前者の国の出先機関としての市民管理的な仕事がこの中間市では優先をしているのではないのでしょうか。窓口での話を以前にも出しましたが、生活に切羽詰まって相談に来られたときに親身に手助けをする方向で対応するより、そのことが無理なんだとあきらめてもらう方向で対応するようなことが多すぎます。国の政治が余りにも金持ち大企業本意で市民、国民に冷たすぎることにその原因があります。

しかし、最後の防波堤としての立場から市としてやれることは多いはずですが。少なくともそんな誇りのある、市民に喜ばれるような仕事を市の職員にはさせるべきではないのでしょうか。病気や失業で困ったときに減免制度を幅広く活用すること、あるいは全体の中でも所得の低い国保や介護保険の該当者にそれなりの繰り入れをして負担軽減を図ること、そんなことがなぜこの中間市ではなかなかできないのでしょうか。市民は全部ただにしろと言っているわけではありません。市が少しは考えてくれている、それだけでも十分納得してくれます。そんなやさしさがこの市には欠けているのではないのでしょうか。

しかし、今まではそんな救いの手だても職員自身には持たされていません。ここは基本的な市民と市職員の関係の持ちようとして改善すべき第一義的な問題ではないのでしょうか。市長に見解をお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われますように、上司部下との関係、また市の職員も地域に出ながら地域住民の方との交流等も含めながら、市民の目線に立って行政対応するように、これはいつも言ってい

るところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

もう時間ありませんので次に行きますが、人事評価制度の問題があります。予算案に対する反対討論等で今までも主張してきましたけれども、職員に一定の目標を持たせてその達成度合いで評価するという、この制度は民間では既に破綻が明らかであり、最初に導入した富士通などでは達成率重視のため目標設定を低くする傾向が生まれています。また、職場内で一定の枠での競争をさせるために競争心をあおって職場の和を壊します。これこそ人事異動で経験者とその職場経験の乏しい新人の差の激しい公務職場では一番危惧すべき問題だと思います。それと富士通では社屋の屋上を閉鎖をいたしました。精神疾患から自殺者が多発をした。そういうためだそうであります。

中間市では、今はまだ管理職の範囲での試行と聞いていますが、即刻中止すべきだと思いますが市長、いかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在、本市で試行しております人事評価制度は単に昇給、昇格などを決めるだけのものではございません。人材育成、能力活用など職員の資質の向上をさせるという面におきましても大変おおきな意義を持っていると認識をいたしております。

また、人事評価制度における業務遂行、目標設定、進行状況確認等々到達点確認は毎年3回、4月と9月と2月に上司と部下が面談をするというそのような形で行っております。この面談のねらいは、担当者が1人で問題を抱え込まず上司と気軽に相談できるよう風通しのよい職場環境を醸成することでもございます。

いろいろと今回不祥事ございましたが、不祥事の再発防止の観点からもこの人事評価制度というのは今後も継続して実施してまいりたいとそのように考えております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

人材育成とか能力の強化というように言われたんですけど、実はこの評価システムについては国内でも労使で構成する社会経済生産性本部、それと経済産業省の研究会が同じような報告書をまとめています。

その内容は、1番目に短期的な成果だけを追い、本質的な生産性向上を見失うこと、2番目が職場の連帯感が失われること、3番目、部下や後輩の育成が軽視をされること、4番、失敗を恐れて高い目標に挑戦をしなくなること、5番、個人の努力やプロセスが評

価値されず不満が高まることなどを上げています。まさに今、中間市が一番やってはいけないことが指摘をされているのではないのでしょうか。

今の中間市では職員は何かをしでかすとの前提から管理を強化し、報告を強め、上で決めた研修を強化するとの意向のように見えますけれども、職員倫理の一番重要な点は職員は誰のために仕事をしているのかという点で職員自身をもっと納得のいく仕事ができるようにすることではないのでしょうか。どうもその辺に問題があるような気がいたします。

市長は庁舎のドアあたりに、そんなことをしたら周りのみんなが不幸になるぞみたいな標語のポスターを張っておられますけれども、今必要なのはそういうことではなく、もっと市の職員を信頼し、そこに依拠することではないのでしょうか。市の職員が誇りを持った仕事を貫く点で今一番大事なことは、全体の奉仕者として市民の役に立っているという自覚を持てることではないのでしょうか。

その点では、今の市職員は市民の意向のほうに顔を向ける前に上司や市長のほうに顔を向けすぎます。私はまず職員が自信を持って市民に役立つ仕事をしているのだという立場に立たせる、そのために行政がそこに力を注ぐことが大事だと思います。一連の不祥事を通じて今中間市には何が欠けているのか、何が中間市にこんなに不祥事を連発させるのかをもっと真剣に考えるべきだと思います。そのためにやってはいけないことは即改める。そして自治体の業務とは何か、その原点に立った姿勢で全ての職員が業務につけるよう市長も気を配るべきだというふうに思います。

その中で今、この人事評価制度のシステムには年間189万円のお金が使われています。私、これだけのお金を使うのであればもっと市の職員のやる気を引き出すような、そういう制度をつくってそれを活用するべきだと思います。ある市では、出張したときに自分がここは勉強したいという市があればその出張先を延長して、そこで研修を受けることも可能な制度をつくってみたい、あるいはこういう資料がほしいというときに市がそれに対して予算措置をする。そういうふうなことも——ただ、野放図にはできないと思います。そこは審査が要りますけれども。そういったふうな制度をもっと考えていくべきではないのでしょうか。

それと同時に、個人個人の市の職員が獲得した知識だとか、いろんな技術、こういったものを同輩やいろんな横のつながりの中で生かしていく、こういう市の職員自身が生き生きと仕事のできるような仕組みを考えて、みんなで一緒になってやっていくのが私は中間市にとっては今一番大事なことだと思います。

時間もありませんけれども、どっちかといえば管理強化だけが優先しているように見えますので、こういう質問をさせていただきました。以上で私の質問を終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。一般質問を通告に従っていました。さきの一般質問の皆さんと重複する部分もあるかと思いますが、明確な答弁をまずお願いいたします。

初めに熱中症対策について伺います。

消防庁の調べでは熱中症で救急搬送された人はことし５月２７日の集計開始から８月１８日までに４万７,０１８人です。６５歳以上の高齢者は２万２,９００人で全体の４８.３％を占めております。中間市ではことし熱中症で緊急搬送された人は先ほど２２名というふうにお伺いしておりますが、年齢構成について消防長にまずお尋ねをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

安田消防長。

○消防長（安田光太郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。本年度、昨日までの搬送者２２名の患者さんのうち６５歳以上の方は５名いらっしゃいます。あとは特に顕著な年齢分布というのはございません。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

中間市ではひとり暮らしの高齢者の訪問活動など熱中症対策で関係機関がどのような連携をして対策をとっていらっしゃいますでしょうか。

例えば厚生労働省の通知によりますと、地域の高齢者等に対する熱中症対策の事例といたしまして避難場所を設置して庁舎、公民館、こうした施設や商店の空き店舗などを利用して日中猛暑時の避難場所を開設すると言っておりますが中間市ではどのような対策が行われておりますか。関係担当課長でもよろしいし部長でもよろしいですが、お願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

藤田福祉支援課長。

○福祉支援課長（藤田 宜久君）

お答えいたします。全国的には議員ご指摘のとおり京都府や大阪府、和歌山県の一部の市におきまして熱中症対策の避難場所を指定している市がございますが、本市におきましては特に熱中症対策の避難場所としての指定はしておりません。しかしながら、ハピネスなまや公共施設等を利用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

そういう場所をさくら館とか、公民館等も涼しくしてあると思いますが、ぜひそういうところを当面利用するということで市民の皆さんに広報周知していただきたいんですが。

それにつきましてもやっぱり高齢者の皆さん、足の確保がいると思いますので、今回質問しておりませんが、コミュニティバスなどの市民の足の確保をぜひお願いしたいというふうに考えておりますが、よろしくお願いいたします。

これにつきましては後、宮下議員が質問いたしますのでこれには触れません。

次に、NPO法人と反貧困ネットワークが熱中症被害の実態調査をした結果、被害者の多くはエアコンがない生活保護世帯や低所得者の高齢者という実態が明らかになっております。低所得者への電気代やエアコン購入費用などの補助制度はあるのでしょうか、伺いたいと思います。担当部長でも課長でもよろしいですが。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。現在、低所得者に対するエアコン等の設置の補助制度についてはございません。公費支出の公平性の観点から今のところ市独自の補助を行う考えもありません。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

続きまして、生活保護世帯のエアコン購入費用の貸し付けがあるというふうに聞いておりますが、この点についてはどのように厚労省の通知があるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。厚労省の通知によりますと、生活保護者の受給者が冷暖房装置を購入するために社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付金等を利用した場合の収入認定等について免除するという通知がっております。社会福祉協議会のほうでは生活福祉資金の貸付制度がございまして、生活保護者が貸し付けを行った場合には保証人がいれば無利子で、いない場合は1.5%の利子で50万円までの一般貸し付けができるようになっております。その返済額については、生活保護費の収入認定の返還額が収入から控除されるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今の答弁によりますと、生活保護世帯でも年金とか賃金がある世帯については生活福祉資金が受けられるということなんですか。確認をいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

収入がなくても貸し付けはできるということでございます。就労してなくても貸し付けはできるということでございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

濟いませ、先ほど説明の仕方が悪くて。生活保護世帯の場合は年金とか賃金がありましたら、それで貸し付けができて、その返済につきましては生活保護のほうでまたカバーすると、こういう制度になってるか、ちょっと確認をしたかったんです。濟いませ、説明が悪くて。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

生活保護でカバーするのではなくて一定の収入がある方の場合に、それが控除されるかどうかと。例えば、2万円ほど給与所得がありますと、基礎控除が1万円あると、その基礎控除の中にその返還金を計算に入れるということでございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ということは、一応は県のほうの認定がおりればそういう形で受けられるということですよ。ということは、生活保護世帯でもそういう賃金とかそういう年金とかがない人たちについては、もう全くそういう助成も受けられないということで、もし受けられても自分で生活保護の中から返済しないといけないということなんですか、お尋ねいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

現行制度ではそういうことになります。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

国のほうの、厚生労働省の通知によりますと、この資料によりますと、「生活保護の一時扶助でのエアコンの設置費用については、2002年に実施要領が改定され、一定の条件のもとで支給されることになっております」ということで、その条件が厳しいかとは思いますが、そういうふうな通知が来てるようですけれども、その点の確認をぜひしていただきたいと思います。今わからなければまた後で、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、そういうことで、ことしは特に猛暑だったということで、生活保護の方たちがもう寝られないというような苦情がたくさんありまして、やはり政府もいろんな緩和的なことを考えて、そういう通知を出しておりますが、何せハードルが高いという部分もあるかと思っておりますけれども、そういうことで、低所得者、生活保護もそういうことが受けられるということを周知徹底していただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

この貸付制度の利用をしやすくするため、また周知徹底するためにケースワーカーが訪問活動を行う際に、エアコン等未設置の世帯については、そういう制度がありますよということで周知させたいと思います。

また、民生委員・児童委員さんに対しても見守り活動の中で、健康状態の把握等やってもらっておりますけれども、そういう中でこの熱中症対策ということで、生活保護世帯にかかわらず、そういう制度があるよということを周知していただくように努めてまいりたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

よろしくお願いいたします。ことしの熱中症で倒れるという高齢者の中でも、エアコンのある世帯でも電気代を節約して倒れるという事例もあっております。そういうことで、まあ、ご存じかと思っておりますけれども、で、冬は暖房代として、今はまだ冬季加算されております。夏にもエアコンなどの電気代として夏季加算をすべきではないでしょうか。市は国に対し、収入のない生活保護世帯にも生活必需品としてエアコンの設置並びに修理費の支給、夏季加算の上乗せを政府に強く要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

福岡県の都市福祉事務所長会というのがございまして、この中でいろいろな県に対する要望、国に対する要望等ございます。そういった機会を捉えて国・県に要望してまいりたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

よろしく願いいたします。

次に、中鶴地区の住環境整備と暴力団組事務所の撤去についてお伺いいたします。

中鶴地区の老朽化した市営住宅は、公営住宅法の条文にうたわれている「健康で文化的な生活を営むに足る住宅」とはほど遠く、建て替えは喫緊の課題です。6月議会では、中間市公営住宅長寿命化計画の中で中鶴地区の市営住宅の建て替えは必要であると答弁しております、市長がですね。また、住民の方も新しくなって家賃が若干上がっても、そのまま住みたいという意向調査も出ております。市営住宅の建て替え、暴力団組事務所の排除を視野に入れた中鶴地区の住環境整備は、中間市の将来を左右するまちづくりの焦点だと考えます。さきの一般質問でもありましたけれども、改めて市長の見解を、議会も新たにしましたのでお伺いしたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今度の市長選挙の中におきましても、私の公約の中に住環境の整備、中鶴地区の市営住宅の建て替えのお話をさせていただいております。

先ほどの中でお話ししましたように、市営住宅のみならず県営住宅の建て替えも今、県のほうにお願いをいたしているところでございます。県のほうからも本当に前向きな回答をいただいております。そのことも含めまして、中鶴地区全域の住環境整備、しっかりやっていきたいなと、そのように思っているところでございます。PFI事業方式、また国庫補助事業等々、市にとって有効な方向性を定めながらしっかり対応していきたいなと、そのように思っているところでございます。あのあたりを本当にきれいにしたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

福岡県では暴力団排除条例を施行し、「暴力団の資金源を遮断すること」、また「青少年の暴力団への加入を阻止すること」などで、暴力団を許さない社会づくりを推進しております。しかし、昨年、北九州地区では発砲事件や飲食店などを狙った悪質な事件が多発し、地域住民の安全・安心が大きく脅かされております。北九州地区全域の警察、行政、事業者、そして住民が一体となった暴力追放・暴力団排除の機運をさらに盛り上げ、暴力団を地域社会の中で孤立させ、壊滅することを目的として、さきの7月30日に北九州地区「暴力団追放！地域決起会議」が岡垣サンリーアイで開催されました。「なぜ、暴力団排除をしなければならないのか」、こう題して、民暴弁護士の講演がありましたが、暴力団員に人格はない、悪を憎んで人を憎まずと、是々非々で対応できないのが暴力団であるなどと、暴力団は社会悪であり、排除すべきであることが強調されました。

市内にある暴力団極政組事務所は、これまで覚せい剤の売買、現職議員への傷害事件、建設会社社長の銃撃発砲事件など凶悪な事件をたびたび起こし、住民生活を脅かしております。このような暴力団組事務所の存在そのものが地域住民に不安感を与えていると思いますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われるとおりでございます。反社会的なそのような暴力団組織等々、何とか、今一生懸命、県含めまして地域住民、また私ども行政、警察等々……

○議員（6番 青木 孝子君）

もう少し大きな声で。

○市長（松下 俊男君）

力を一緒に、協同しながら、対策を練ってるところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

市長は、以前、暴力団にも生活権があるなんていうようなこともありましたので、そこら辺の確認をしたいということで今質問させていただきました。その答弁はよろしいです。

平成24年7月に暴力団対策法の一部が改正され、暴迫センターが暴力団組事務所の付近住民の委託を受けて、組事務所の使用差止請求訴訟を行うことができるようになりました。この法律は、平成25年1月30日施行、福岡県暴迫センターは平成25年4月25日から受諾できるようになっております。全国的に暴力団組事務所の使用差止などの裁判を起こし、住民に有利な和解という結果が出ている一方、裁判を起こそうとした住民が暴力団からの報復を恐れ、訴訟に至らないケースがあることから、暴迫センターが付近住民等からの委託によって訴訟を起こすことができることで問題の解決を図ったというも

のです。

地域住民が暴力団組事務所の使用差止を求める代理訴訟の計画をしているようですが、市の支援についてお伺いいたします。担当課長、答弁ができましたらよろしくお願い致します。

○議長（堀田 英雄君）

柴田安全安心まちづくり課長。

○安全安心まちづくり課長（柴田精一郎君）

それでは、お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、暴迫センターが指定暴力団の事務所付近の住民からの委託を受けまして、原告として事務所の使用差止請求を行うことができるようになっております。これにつきまして、本市の暴力団排除条例第7条に基づく支援措置というのがございます。その市民等に対する支援措置といたしまして、第1項としまして、市民等が暴力団排除のための活動に自主的かつ相互の連携協力を図って取り組めるよう必要な支援を行い、また第2項で市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深め、暴力団の排除のための活動に自主的かつ相互の連携協力を図って取り組めるよう、市が広報及び啓発を行うことが規定されております。

本市では、この規定に基づきまして、県や警察などから得る暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢など暴力団排除活動のための情報を提供いたしまして、関係機関と連携して暴力団員に対する対処方針や対処方法の助言を行うとともに、暴力団の排除や暴力追放を目的に市及び関係機関が開催する暴力追放市民集会等を継続して開催してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ぜひ、そういう協力をしていただきたいと思います。そういう訴訟の中で、暴力団組事務所との折衝、まあ、買い取りというんですか、そういうところの部分が出ましたときには、どんな形になるのでしょうか。ちょっとお尋ねいたしますが。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これも、いつもお答えしております。市が土地家屋等々、その購入できますのは、土地収用法に記載されているその、いろんな公共的な施設であればいいですよ、その土地収用法に記載されております、そのような物件、施設等々、私どもがつくる場合は土地建物を買ってもいいですよ。その中に暴力団組事務所というのはありません、はっきり言いまして。だから、暴力団組事務所だから市が買いますよと、反社会的な建物ですから市が

買いますよというのは、それは予算執行できないというのが、今その法で決められたところでございます。だから、そのような組事務所を買ったりなんかするのはその地域の皆様方、またいろんな団体の方が基金なりを集めて、そのお金でやるということしかできないと認識しております。

ただ、暴力団組事務所のその施設を地区の公民館にするとか、これは芦屋の事例でございますが、そういうふうなその公共施設として使いますよということであれば、その、いいわけでございます、収用法の中にですね、公共施設、いいということでございますんで、そういう場合は、市が予算執行できると、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今後、この住民運動がどういう方向になるかはまた結論出るかわかりませんが、そういうふうになった節には、地理的にはやはり公設的なものでしか利用できないような地形になっておりますので、中鶴地域の環境整備の中で進めていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

重なるようですけれども、いかに、中鶴にあります暴力団組事務所が子どもたちにとってどんなに大変なところかということで、ちょっと挙げさせていただきます。

「幼稚園や小学校から200メートル以内に開設、運営したとして、福岡県暴力団排除条例の違反の罪に問われた指定暴力団道仁会系組長らに、福岡地裁は有罪判決を言い渡しました。裁判官は、抗争などで罪のない児童らを巻き添えにする危険性がある」と、こういうふうに、ことし8月13日の朝日新聞に掲載されておりましたけれども、よくよく中間市の暴力団組事務所の位置等々を考えますと、もう皆さん、何回も私も取り上げておりますのでご存じかとは思いますが、市内にあります工藤会系極政組事務所は県住や市営住宅などの人口密集地にあり、中間幼稚園から約200メートル、その先には保育園や小学校があります。

極政組事務所は条例施行前に建てられており、条例違反にならないようですけれども、罪のない児童らを巻き添えにする危険性は全く同じ状況ではありませんか。

ちなみに、建設会社の社長を銃撃した発砲事件は幼稚園のすぐそばで起こっております。暴力団組事務所を撤去する取り組みの促進・強化が求められておりますけれども、さきの6月の議会では、三、四年ということで計画が、暴力団組事務所の撤去ではありませんけれども、市営住宅の建て替えを含めて、そこら辺では、三、四年かかるというふうに答弁されていましてようですけれども、その点について、どういう見通しを持っておられるんでしょうか。その危険性も含めて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いつも言っていますように、暴力団組事務所はあってはならないということは十分認識しておりますし、その影響等も大きなものということは認識しております。先ほど申しますように、私どもは法の中で動いております。その中で、法にのっとってのその対応しかできません、はっきり言いまして。その流れの中で、今回、市営住宅の建て替えを計画いたしております、その暴力団組事務所も事務所だからその、ということじゃなくて、私どもは市営住宅を建て替えるに当たっての支障物件ということで、一般家屋と同じその考えの中で対応していくこととなります。そのことから、市営住宅の建て替え、これからいろいろと手続きございますので、すぐにやっていくわけにはまいりませんが、住民の意識調査も含めまして、県・国との折衝等々も……。それで、言いますように……二、三年はもう、その、かかるんじゃないかと、そんなふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ぜひ、まあ、意識等々ではもう、市長もご存じのように、早く建て替えてほしい、暴力団組事務所をなくしてほしいというのが、もう市民皆さんの、全員の意思だというふうに思っておりますので、ぜひ最善の努力をですね、市の職員の方もしているというふうに聞いておりますけれども、まずは市長がその決意に立つことが一番だというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、暴力追放市民集会についてお伺いいたします。

中間市は、暴力追放都市宣言に基づき、防犯協会、自治会連合会、建設協同組合など32団体で構成された協議会を設置し、中間市暴力追放市民集会・防犯大会を開催しております。

昨年の暴力追放市民集会で採択された暴力の絶対排除に関する決議では、私たち中間市民にとって日常生活が平穏で安心であることは共通の願いであります。明るい市民生活に脅威を与える暴力行為及び暴力的要求行為は、組織、個人を問わず、平和社会において決して容認できるものではありません。特に、最近における暴力事犯一般の動向は悪質化する一方であり、しかも、犯罪行為は低年齢層にまで及び、憂慮にたえません。

私たちは、これら全ての暴力を追放することはもちろんのこと、その原因となる温床を排除し、真に暴力のない平和で明るい生活環境を築かなければなりません。安全で安心して暮らせる活力ある中間市の実現に向けて邁進することを決議いたしました。

暴力の原因となる温床を排除すること、すなわち暴力団組事務所を排除することです。この決議が実のあるものになる活動が求められると思いますが、今年度の中間市暴力追放市民集会・防犯大会の開催予定についてお伺いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白尾総務部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

暴力追放市民集会・防犯大会は、暴力追放推進協議会、防犯協会及び本市が主催し、例年11月に開催いたしております。この集会は福岡県の警察と関係機関と日程調整いたしまして、例年10月に開催されます暴力追放推進協議会幹事会で開催日、そして、その実施内容を決定することにいたしておりますので、そこで決まり次第、関係機関及び市民の皆様にはお知らせすることにいたしております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、全国的にも、特に福岡県はこういう暴力追放市民集会というのがかなり市民挙げて実施されておまして、その、シュプレヒコールも行進もそういう暴力団事務所に向かって行進しております。

中間市でも、ぜひするようにということで、再々市長のほうに申し入れしておりましたけれども、市民の皆さんの命が大事だというようなことで、そういう方向には行きませんけれども、久留米にしましても、北九州にしましても、もう市長を先頭にそういう方向で行動しておりますので、幹事会がいずれあると思いますが、市長、どうでしょうか。この際、もう一度お尋ねいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いつも言っております。私どもはその暴力追放推進協議会の幹事会でその方向性等々決めております。私が行こうと言っても、皆さん方が市民の安全確保のためにそれはやらないほうがいいということになれば、できない話でございます。皆さん方、私も含めまして、言われますように、その、組事務所に行かないからそういう意識が低いとか何とかじゃなくて、本当に暴力追放に対しましての強い気持ちを持って対応いたしているのが現状でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

現実を言いましただけで、やはり北九州、その他もろもろではほとんどがそういう方向で行っておりますので、反面、そういう方向に、市民の皆さんの安全・安心を考えると行けないということは、それだけ凶暴な組事務所ではないかというふうには、私も考えてお

ります。いずれにしても、幹事会で検討するということになると思いますけれども、どうぞ、市長の決断をよろしくお願いいたします。

最後に、遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録推進事業についてお伺いをいたします。

我が国は、幕末から明治時代にかけて短期間に近代工業化を果たし、飛躍的な発展を果たしました。九州・山口の近代化産業遺産は燃料である石炭、それをもとに発達した製鐵や造船に焦点を当てています。八幡製鐵所関連遺産として、土手ノ内、遠賀川水源地ポンプ室が構成遺産の一つとして世界遺産登録の候補地になっております。遠賀川水源地ポンプ室世界遺産登録推進事業の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

本市は、平成22年4月にユネスコの世界文化遺産登録を目指す「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会に加盟いたしまして、国や福岡県、所有企業と協議を重ねまして、八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室の世界文化遺産登録申請手続を進めてまいりました。

本年4月には、ユネスコへの推薦書案を国へ提出し、平成27年度の世界文化遺産登録実現に向け、協議会全体のスケジュールに沿った活動を行っております。

なお、本年6月、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」に資産名称が変更されまして、8県11市にまたがる28の資産で構成されております。

世界文化遺産の推薦候補でございますが、先月23日の文化庁の文化審議会では、長崎の教会群とキリスト教関連資産を世界文化遺産候補として推薦する一方、遠賀川水源地ポンプ室に代表される稼働資産を含みます「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」は、同月27日に内閣官房の有識者会議におきまして、世界文化遺産候補に推薦され、現在二つの資産が候補として推薦されております。

世界文化遺産の国の推薦枠は年1件となっておりますので、今月中には政府において世界文化遺産の推薦候補が決定されることとなっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

午前中の市長の答弁にありましたように、このポンプ室が世界遺産になると中間市の観光の目玉になりますので、ぜひ、その判断は政府のほうだと思いますけれども。それにあわせまして、そういうところの、三井の炭鉱では跡地に対して子どもたちがスケッチに行くとか、やっぱり地域住民が本当にこれを守っていこう、歴史を継いでいこうとい

うような、そういうような取り組みが行われていると、たしかテレビの放映でもあったかと思いますが、中間市ではその点についてどうなのでしょう。伺います。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

まあ、そういう含めたところの広報啓発活動でございますけども、世界文化遺産登録には、やはり市民の皆様の関心の高まりというのが非常に重要な要素だと考えております。それで、本年7月には福岡県と、それから北九州市と協力いたしまして、市民講座を八幡西区のコムシティで開催いたしております。また、協議会全体でのシンポジウムを年度内に予定をされております。

このように、広域的な広報啓発活動に取り組む一方、中間市独自の広報活動にも取り組んでおります。具体的には、9月に世界文化遺産推薦候補の決定状況を見据えまして、遠賀川水源地ポンプ室のパンフレット作成や看板等の設置を進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、所有者の協力を得まして、遠賀川水源地ポンプ室敷地内での埋蔵文化物の発掘調査を行いましたところ、歴史的な価値の確認とか新たな発見もございました。それで、これらの成果を本年度中に刊行される遠賀川水源地ポンプ室発掘調査報告書にて詳細に記載いたしますけども、多くの市民の皆様方に明治時代からの、中間市域が日本の近代化に果たした重要な役割を伝えることも、本市の使命だというふうに考えております。今後も、これは所有者が新日鐵でありますので、新日鐵八幡と連携しながら、積極的なPR活動を今から努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ありがとうございました。ぜひ市民の皆さんへの幅広い広報活動、啓発活動を行って、特に子どもたちへのそういうところへの教育への取り組みも含めてお願いをいたします。

これを持ちまして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

ラストバッター、宮下寛君。簡単明瞭によろしくお願いします。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛でございます。

質問通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、コミュニティバスについてであります。

6月議会において、コミュニティバス導入検討会で自分の思いを述べると、こういった

旨の答弁をされましたが、議会は解散ということになって新議会が発足したわけです。しかしながら、市民のコミュニティバスの必要性は本当にもう一日も早くつくってくれと、いささかもこの減ずるところか、ますます強くなっているのが現状ではないでしょうか。

市長も3期目となって、その手腕が注目をされるところです。「コミュニティバス導入検討会で自分の思いを述べる」というふうに言われましたけれども、その検討会も今はありません。ですから、この議会で、解散後の初めてのこの一般質問を行うこの議会で、ぜひその市長の思いを述べていただきたい、というふうに思います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

6月議会でもお答えしましたとおり、私のコミュニティバスに対する思いというのは、もう現在も同じでございますし、また、私の市長選挙のマニフェストにおきましても、形をつくっていくというふうなことで市民の方に訴えております。導入検討会のほうも、いろんな意見が出尽くした感がございます。これまた進めますと、これは堂々巡りみたいなことになってしまいますので、市民の方と協力して実施できるような導入の方向性を考えて費用対効果も踏まえた中で検討していきたいなと、そんなふうに思っております。

議員さんを初め、多くの方に賛同いただけるような、そのような交通体系の方針が決定いたしましたら、またお諮りしたいなと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今、市長も市民の方といろいろお話し合いをし、そこからどうだろうかというような話もしてますけど、実際、私もある地区ではそういうコミュニティバスを走らせていきたいなという思いも、強いということも実際伺っています。その際に、市としてどのような、そうした地域に支援の方向を考えているのか、それがあれば伺いたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

通谷・太賀地区の方々はやはりこのコミュニティバス、大変強くご要望されております。市の動きの中で、まあ、市がちょっとなかなか難しいということであれば自分たちで何かできないかなと、自治会の方が現在、動いていただいております。自治会で運行できないか、また、そういうふうなその先進地がないか、もし先進地があれば見に行きたいなと、これは、具体的に南校区のほうが各自治会に話をおろしているということは聞いております。

そういう中で、その後どうなったかって、これは最近のことでございまして、やはりそれぞれの自治会、意識の高低があるんじゃないかとは思いますが、自分たちでできることはやろうという流れができつつあると聞いております。そういうことであれば先進地視察も含めまして、またその自治会でやるということであればどんな問題点があるか、これから検討しながらやっていきたいなと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

もう以前よりは、随分積極的になっているなという感じはします。例えば、先進地の視察もしたいなというふうなことも言われてるし、また地域の方も自分たちでできること、これはしたいよということ、そうした意見交換が市との間でいろいろされているなということもうかがい知るわけですね。その中で随分、職員の方もいろんな知恵をそこでは出し合って、いろいろ検討もされてるんじゃないかなというふうに思います。

さきの質問の中でも、いわゆる市長の公約の中でコミュニティバスを挙げてる、その中でこの一、二年間で何とか実現したいということも、今、答弁もされました。ぜひそういう具体的な方向に進んでるなと思うんで、ぜひそれは進めていただきたいというふうに思います。

それで、私たち議員も、ただ市長任せにするのではなくて、職員任せにするのではなくて、やっぱり私たちも地域に帰れば、その地域の皆さん方とそういうコミュニティバスについてのいろんな要望について、また問題点についても話し合ってもいきたいと思うし、それを進める方向で頑張っていこうというふうに思っております。

ですから、そういう点ではもうさらに市の積極的な方向を市民に示してもらうことが、より市民の方も具体的に、前向きになってくるんじゃないかというふうにも思いますので、その辺をぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

コミュニティバスについてはこれまでもさんざん述べてきましたし、必要性のことについても述べてきましたので、これ以上のことはないだろうと、あとはもう具体的に進めていく以外にないなというふうに思っております。そういうことで、この問題については、ここで終わります。

それから次に、水害対策についてであります。

ことしに入ってもう、7月ですか、集中豪雨的なことがあって土手ノ内の二丁目、グリーンタウンと言われる地域で冠水事故が、水害が起こっております。この地域はあの土手ノ内では一番低い地域でありますし、何かこういう、その大きな雨が降ると冠水をするという、そういうことが続いているんです。

そこで伺いたいのが、今のポンプによって強制排水をしています。土手ノ内の二丁目のところで3基ほどポンプがついてるんですが、これでは対処できないということが今明ら

かになってると思うんです、たびたび冠水事故を起こしてるわけですから。これに対して、今後どのような対策を考えているのか、まずそこを伺いたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

後藤建設産業部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。

議員が言われる、7月に起きた大雨に対処できていないというのは、原因的にはポンプの初期動作のときに、水を呼び込むときにゴミ袋ですね、ビニール袋が絡まって初期稼働時にポンプが停止したことによる一時ガード下の冠水という状況が実際に生まれております。

その形の中で、計算上は今のポンプ能力で十分足っております。ただし、その形の中で冠水したというのは事実あります。ただ、それは近年、水路へのごみの投棄が非常に多うございます。その形の中で、水路の巡視の強化、それともう一つは、その稼働水位の見直しという形の中で何とか対応できると考えております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

この水害というか、その集中豪雨時に職員の皆さんがもう早く出て行って、そのごみの除去をする、本当にこの大雨の中でそういった仕事をやってるというのは、本当にこう敬意を表するということに、私は思うんですね。しかしながら、やっぱり実態としては年に1回か2回かですけれども、実際にその、そういう冠水被害が起きてるというのはもう毎年のように起こってるんです。ここ一、二年ぐらいはちょっと聞いてはいませんが、昨年度もこれたしか起こってるように思います。

で、今年度も私自身がこう選挙期間中でもありましたから、準備期間中でもありましたから、朝出て行って、もうそういう大雨が降ったときには出て行くんですが、やっぱり膝上ぐらいまで冠水をしてるという事態が発生してるわけですね。

だから、初期稼働で、いわゆるゴミ詰まりだというふうに言われるんだけど、これ今回に始まったことではないんですね。これまでもずっと初期稼働で、この3基稼働というのはそんなに新しいことではないですよ。だから、その間でもずっと、何回か起こってるということは、こういう、初期稼働で巡視を強めるということだけでこれが解決するかというと、これは問題だというふうに思うんです。やっぱりあそこが一番底地になってますから、集中的にこう雨が降ると、もう全てそこに集まってくるわけですね。

けどもう、ポンプ、稼働はしてるんだけど、そこではやっぱり急には排水できない、もちろん、ゴミ詰まりもあるだろうというふうに思うんですが、やっぱり大量に押し寄せるその水の量に比して、ポンプがその排水をするという能力には至ってない。という

よりも排水能力はあるんだけど、そこに水が来てないという事態が生まれてるんだろうと思うんですね。

つまり、あそこの地形から言っても、非常に自然流水というのが非常に低いんです。だから、そういう意味では、私は別にポンプ場をつくる必要があるんだと、一番その冠水する場所にやっぱりパイプを通して強制排水をする必要があるんじゃないか、こういうふうに思うんです。

で、初期稼働でというけれども、巡視を強めるということなんですけれども、これもそのお昼に降るわけない、さあ、今から降りますよということじゃなくて、突然にどおんとか来るわけですから、今の雨というのはですね。だから、なかなか職員が、さあ、出かけて行って間に合うという状況でもないだろうと思うんです。

今、ポンプの能力は高いよと言われました。確かにそうだと思うんです。例えば、この間1日に200ミリ近い雨がやっぱり中間でも降ってるんです。そこで、冠水事故起こしてるかという、起こしてないんです。それは、1日のというか、1時間の降る量というのがだあと来てるわけやないんですね。例えば、25ミリだとか、20ミリだとか、そういう雨がこう連続して降ってる、そういう部分については、今のポンプというのは正常に果たして、そこが冠水しないような能力は確かに十分あるわけですね。

けども、これが50ミリ、60ミリというふうになると、一度にそこに集まってくるもんだから、なかなかそれを排水できないということがある。だから、一番その低いところに早くその水を除去するためには、やっぱり別にポンプをつくる必要があるんじゃないか、排水溝をつくる必要があるんじゃないか。

で、今、そこの地域的に考えられるのは、まあ、あそこに土手ノ内の電停が、今、土手ノ内とは言いませんね。何ちゅうか、ちょっと今、希望が丘かな、何かそういう、名前変わってきてるんですが、電停から筑豊中間ですか、そこの電停に行く途中にガードがあってそこ低いんですが、そのガード付近に一番こう雨水がたまってくるわけですね。だから、そこに、その軌道に沿って、電車の軌道に沿って黒川に流していくポンプが必要なんではないか。

で、私は今提案したいのは、今3基そこのポンプ場にあります。そのうちの1基でもいいから、その黒川に押し出す新しいポンプをつくっていくということが、そこに、冠水状況を解決していく上で一番の対処方法ではないかというふうに思うんですが、部長の所見を伺いたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

後藤建設産業部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。

ポンプの場所の移動というのは、私の考えとしては余り意味がないと思っております。

というのは、基本的に今のポンプ能力の中で足っておりますが、十分足っておりますが、ただ、ポンプを設置してオーバーホールとかはしておりますが、その中で実際に短いので7年とか10年を経過しております。その形の中で、ちょっと一度ポンプを調査して、もしかしたらポンプの能力が本来100出なくちゃいけないのが、もうかなり7年とかたっておりますので、そのインペラの摩耗とか、ほかの系統の摩耗で、それがその70しか發揮してない可能性もございます。

そういうのをまず、それとまず、基本的に今、今までの形と違って雨の降る量が変わってきております。通常、こういうのを計画するときは、例えば、5分の1の降雨強度という形の中でいろいろしていくわけなんですけど、それが今、5分の1から10分の1とか、前は5分の1、7分の1、10分の1という形であるわけですね。その形の中で、都市下水道は通常は5分の1で計算するという形になっておりますが、今、非常にそのゲリラ豪雨の中でもかなり雨量は増えております。その中で、長期計画的にはこの下水と連携して、その辺の降雨強度の見直しとかをして、再検討はする必要は、将来的に向かつてはあるかとは考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

ちょっと今、下水道とのこの、何ていうんですか、その検討をやらなきゃいかんというふうに言ってるんですけど、ちょっと私は下水道との検討、どういうものか、ちょっとイメージが湧かないんですね。実際には、そこに雨水がたまってるわけですから。下水との関係というのはどういうことなのかな。今、そのたまってるものをどう排水をさせるかということがあるわけですから、その排水にはやっぱり、そこにパイプを通して、そのポンプで強制排水するというのが一番解決の道、早いんじゃないかというふうに思うんですね。だから、それはまたいろんな条件があるだろうと思うんで、それはまた検討はしてほしいとは思いますが。

ポンプの能力にしてもそうですけども、私は今のポンプ能力は十分あるだろう、というのは、先ほど言いましたように、1日のうちにその100ミリも200ミリも降ってもそこには冠水していない状態もあるわけです。これはきちんとポンプの能力が發揮されてる、つまり、部長が先ほど言ってたように、そのごみが詰まってないで、そのポンプのほうに水がどんどん行ってるという、そういう状況の場合にこれが出てくるわけです。

だから、例えばその、ある日に、例えば、三、四日、その、20ミリ、30ミリといった雨が続けても、それが冠水しないというのはもうその時点ではごみが除去されて雨水がどんどんポンプのほうに流れていってる。ポンプが引き上げる、その中にどんどん雨水がどんどんこうそこに、まあ、何ていうか、移動してるというか、流れてるから、その冠水

に至るまで行ってないわけですね。

ところが、今、一番最初に部長が言ったように、本当にその能力があるのに、それがその冠水被害が起きるといのは、そのポンプのところまで水が行かないという、そういうところに原因があるわけでしょうから、それでさきに何を言ったかといったらごみの除去だと、そのために職員を早期に派遣をすると、こういうようなところできたと思うんです。

それともう一つ、ごみのその、市民が廃棄しないような、そういう状況もつくり出さなきゃいかんというようなことも言ってたんですけど。これまでも、いわゆるそういうモラルを、そのごみの処分ということでは随分と市は啓蒙活動やってると思うんです。だから、これからどういう啓蒙活動するかわかりませんが、それによってこのごみ処理が急速に進むということはとても考えられない。ということは、これからも、相も変わらずその初期稼働の際にごみが詰まって十分働かないという事態が続いていくということじゃないかと思うんですね。

それを防ぐ意味で、一つは、まあ、先ほど何度も言いましたように、別なところに、今3基一緒に稼働するんじゃないくて、1基でもいい、別なところで今の冠水するようなところに早く水を除去する、雨水を除去する、そういう施設ができることが一番じゃないかなというふうに思うんです。それはまた、何度、これは繰り返しても意味のないことだから、これはまた当局の中で十分検討して行ってほしいというふうに思うんです。

もう一つ、この水害対策についてはもう大体、今、私も言い尽くしました。だから、これはもうぜひ、これは検討してほしいなというふうに思います。

もう一つは、工場からの油漏れについてお伺いしたいと思います。

8月の9日でしたか、農業委員会がありました。私も議会から農業委員会に派遣をされて、そこに出席をしたわけですが、そのときに出された文書がその危険物流出事故報告ということで、7月14日、中間市大字上底井野、これは通ヶ浦というんですか、ボディーショップ森下付近用水路、ここから油漏れが発生したということで、それを発見したのは砂山の農家の方であります。この方が、「油漏れがあるよ」ということで、市のほうに連絡した。この日は日曜日で投票日の日なんです、市議会議員の。

で、役所には誰もいないんですね。で、まあ、そこで、何ですか、守衛さんというのかな、いわゆるその、そういうところに電話が行って、そこから職員のほうに連絡が行って、職員が急遽その現場に着いたということなんですが。実際にはもうかなり、何ですか、14日の14時に現場確認したということになっております。

で、このときの、その措置についてはいろいろ、職員の皆さん方が随分頑張って油をとる、そういったことをやってるわけですが、問題は油が一体どこから漏れたのかと。で、これもその日のうちには十分、何ですか、調査も済んで、そしてそれには保健所も入り、当然ながら市の関係部の方もその当然入って、それから、そういうことで現場確認しながら、保健所も来るということで具体的な対策もその後話し合われているということなんで

すが。そのときに言われた、その農業委員会でその説明を受けたわけですが、いわゆる集中豪雨によってその野積みされていた、鉄の切り子といいますか、そういうもの、油が漏れて排水溝から用水路に漏れたと、こういうことなんですね。

で、このときに、7月3日の大雨によってこういうことが引き起こされたというふうな説明があったんですが、その後は何か変わったことがあるのか、それでそういう説明でいいのかどうか、まずそこをお伺いしましょうか。今のこの油漏れの原因。

○議長（堀田 英雄君）

後藤建設産業部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。

油漏れの原因は、先ほど議員からご質問があったとおり、切削油といいまして、切り子、鉄を切るときに摩耗を防ぐために希釈油、水で20倍に薄めた油を使います。で、それが当然切り子の周りについてるわけですね。それが、通常外に置いてるわけで山積みしてますけど、通常の雨では外に流れないような形になっております。

ただ、そのときはちょうど激しい、もう大粒の、本当、夕立みたいな、瞬時に降りまして、それが実際に超えたらいかん堰をオーバーフローして実際に用水路に流れたというのは事実でございます。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

それで、事故を発見したのが7月14日なんです。で、大雨がいつ降ったかということなんです。私、これ、調べていただいたんですね。まず、大雨が降ったのがこの7月の月でいうと7月3日に71.5ミリという雨ですね。それから7日に54ミリ。ところが、その後、ずっと雨降ってないんです。で、13日、これは7.5ミリ、いやもう少雨と言っていいですね。14日、その日は3.5ミリです。で、先ほど言った、71ミリとか54ミリとかいった分が一体、何時にどのくらいの雨が降ったかということを見ました。そうしますと、7月3日、これ、60ミリという雨が降ってるんですが、これは13時、午後の1時、12時から1時間で60ミリの雨が降ってるんです。これは大変な雨だというふうに思うんです。

それから、その後、今度は6日にこれも25ミリぐらいの雨が降っとるんです、23ミリか。これは午前の8時です。これからあと、まあ、中程度の雨、小さな雨含めて、ここからゼロというのがずっと続いているわけです。それからずっとゼロが続くんです。そして、13日、ここでは7.5ミリの雨が降ってるんですが、ここも最高14時に5ミリの雨が降っています。これは大雨というにはほど遠いものです。14日は、これはお昼の13時に13.5ミリという、そういう降雨状態です。

というのは、私がなぜここを日にちと、それから時間ごとに今言ったかという、突然の大雨で、そして処理できないような雨だというのが、先ほども言ったように、1時間に60ミリも降ったような、これは7月の3日なんです。ところが、発見されたのは14日なんです。この間の雨水の少なさと、それからゼロという日にちもあります。これでは、今言われたような説明では、到底説明できないような内容なんです。

で、農家の方は今このことでどう言ってるか、「あそこはのべつ幕なし油が漏れてるよ」と、つまり、その「とめが全然効いてないよ」と、こういうことを言ってるんです。実際に、油が漏れてる箇所、もうヘドロがたまってそこから油が浮いてきてるという状態が確認をされてるんですね。

まあ、ここで改めて言うのは、一つは、あの場所というのはもう草がぼうぼうと生えて、近所の方々も「草を刈ってくれ」というふうに何度も言ってるけどなかなか刈らないという状況が続いて、で、今回も、この14日の日も農家の方が一体どこから漏れてるんだろうかといって、探しにいったけどわからない。なぜなら、草がぼうぼうでどうということかわからない。ほかの場所に行ってもそれが全然出てこないから、結局、あそこだろうということで行って初めてそこが油漏れの箇所だということが確認できたということなんで。

で、その後、今は草刈られてます。行ったらわかると思うんですが、本当にひどい状況ですね。職員の方々も行って、油を吸着する、そういうシートなんかで油を取り除いていきますから、今はそんなに見受けられないと思うんですが。しかし、これは、このままの状況を放置できないだろうと、これはまた部長のほうも、それはそういうふうに言われてました。これはもうヘドロを除いて、そして、今度はコンクリートで下を固めて、そういう状況にならないような、いわゆるこの土壤汚染という問題が起こらないような状況をやろうというふうにも言ってますから、今後の対策としてはよくできてるんじゃないかなと、私は思うんです。

しかし、少なくともこれまで垂れ流しをしていたような状況というのは、やっぱり工場の側にも、私はあると思うんです。あそこが農業用水路だという視点が全然ないんじゃないかな。で、昨日も白く汚濁したその汚水が、かなりの勢いであの排水溝から出されてるんです。で、私、現地にずっとこう写真を撮りながらおったんですが、私、現地に30分ぐらいおったんです。その間ずうっと出っ放しです。これについて、環境保全課かな、課長、これはどういうふうにちょっと、その辺の説明をお願いしたいなと思うんです。

○議長（堀田 英雄君）

安徳環境保全課長。

○環境保全課長（安徳 保君）

今の質問に対してお答えいたします。

そこの企業に行きまして、責任者の方とお会いいたしました。で、現場をちょっと立会させていただいて、そこに雨水ます、今回小さい側溝ですんで、そこの部分を改善すると

ということで雨水ますを設ける、で、長さ4メートル、幅約2メートル、深さが約1メートルの掘り方でありました。

その中に、水がたまった部分に関しまして、ポンプアップで用水路につながっている側溝にそのたまった水を流した。で、水と一緒に泥も流れたんで、側溝の中にその泥がたまっ、そこの企業に関しましては、かなり広い敷地面積がありまして、ほぼ全面がアスファルトでできております。その関係で雨水が、半分以上の雨水に関しましては、そちらのほうの側溝を伝わって流れますので、それが30分程度、白濁した水が流れているというふうに、私どもで考えております。

以上です。

○議員（5番 宮下 寛君）

議長。

○議長（堀田 英雄君）

はい、どうも失礼しました。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

私が30分ぐらいおったわけ。それで、環境保全課に連絡したのはそれからですから、それから現場に到着して現場の責任者と会っただろうと思うんです。その間に時間、どのくらいたちました、現場に着いてから。

○議長（堀田 英雄君）

安徳環境保全課長。

○環境保全課長（安徳 保君）

今の質問に対してお答えいたします。

私が現場に着いたのは12時少し過ぎでした。そして、その後周りのほうを確認し、そちらの企業の方、受付のほうに行ってお話をちょっとさせていただいたんですけど、その、油関係の責任者の方がこちらのほうの工場にはちょっといなかったものですから、帰ってき次第、私のほうに連絡という形で連絡を受けておりました。

そして、その後、そちらの工場の方の責任者と会ったのが3時過ぎでありました。それから工場の中の説明もちょっといただきましたので、ちょっと連絡が遅れたという形になっております。どうも申しわけございませんでした。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

そのとき、あなた、現地でその排水管からどんどん出てる状況というのは確認しましたか。

○議長（堀田 英雄君）

安徳環境保全課長。

○環境保全課長（安徳 保君）

今の質問に対してお答えいたします。

私どもが12時過ぎに行ったときには、既に水は透明の水であって白い水ではありませんでした。ただ、用水路にある分に関しましては、白い水を確認いたしております。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

うん、今のお話聞きますと、一番ひどい状況に私がおったということでしょうか、にわかには信じられないけども。まあ、少なくとも、三、四十分、まあ、私がおったの30分ぐらいですから、それからさらに、10分、20分はかかるでしょうから。

いずれにしても、中間の農業用水路ですよ、あそこは。お米をつくるための水なんです。そういうところに、そういうその工事した排水をそのまま垂れ流させるということ自体が、その工場自体に、本当にこの水がどういう大切なものかという意識が全くないのではないかと。

もう、そこで、環境保全課というか、市にこれはその提案をしたいわけですけど、今、工場で使っているいろんな排水というのは、直接農業用水ではなくて、いろんなその浄化作用をしながら、そして西川に流すような処置をとってるということなわけですね。今後、工場から出る排水については全てそういうところに流していく措置をすべきではないかと。農業用水路というのは我々が日ごろ、毎日のように食べるお米の中身になっていくわけですから、そういうところに工場から出される排水がどんどん、何ですか、その、無制限に流されていくというのは問題ではないかと。

これは、先ほどの農家の方も言われてたように、ここのその油の流しというのは垂れ流しだというふうに言われているように、そういう状況がやっぱり農家の方たちはもう自分たちのこの経験則としてそれを受けとめとるわけですよ。だから、ここで中間市がこうした環境問題についてきちっとした態度をとらないと、農家の方からは大きな批判を浴びるということはもう間違いないです。

ですから——しかも、今度も何でそこに油が浮いてるというのがわかったかといったら、たまたまそこは、農家の方が見つけたところは普通、普段はやっぱり農業用水路ですからどんどん水は流してるわけですよ。堰はそんなに切っていないはずなんですね、堰をこうあけてる状況だろうと思うんです。だから、油が流れててもたまる様がないんです。どこ行くか、みんな遠賀に流れていくんです。

だから、中間のほうではなくて、逆に、返って遠賀のほうに、他の自治体のところにその汚水が流れていってる、そういう迷惑をかけてるということもやっぱり考えとかないかんだらうと思うんですね。そういう意味での、一つは、まあ、土壤汚染というか、いわゆる用水路の中の土壤の汚染ぐあい、また水質のぐあいもやっぱり検査をしてほしいなど、

そうしてこそ農家の方の安心も勝ち取れるんじゃないかな、いうふうに思うんで、あ、時間が過ぎました。ぜひそういうことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これにて、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時54分休憩

.....

午後 2 時57分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

_____ . _____ . _____

日程第 2. 認定第 1号

日程第 3. 認定第 2号

日程第 4. 認定第 3号

日程第 5. 認定第 4号

日程第 6. 認定第 5号

日程第 7. 認定第 6号

日程第 8. 認定第 7号

日程第 9. 認定第 8号

日程第 10. 認定第 9号

日程第 11. 認定第 10号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、認定第1号から日程第11、認定第10号までの決算認定10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております決算認定10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

_____ . _____ . _____

日程第 12. 第41号議案

日程第 13. 第42号議案

日程第 14. 第43号議案

日程第 15. 第44号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第１２、第４１号議案から日程第１５、第４４号議案までの補正予算４件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算４件は、会議規則第３７条第１項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第１６．第４５号議案

日程第１７．第４６号議案

日程第１８．第４７号議案

日程第１９．第４８号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第１６、第４５号議案から日程第１９、第４８号議案までの条例改正４件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正４件は、会議規則第３７条第１項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第２０．第４９号議案

日程第２１．第５０号議案

日程第２２．第５１号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第２０、第４９号議案から日程第２２、第５１号議案までの条例３件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例３件は、会議規則第３７条第１項の規定により、そ

れぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 2 3. 第 5 2 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 2 3、第 5 2 号議案災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第 5 2 号議案は、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第 2 4. 請願第 2 号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 2 4、請願第 2 号公的年金の「2.5%削減」を中止する意見書提出を求める請願を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第 2 号は、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

日程第 2 5. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第 2 5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 3 条の規定により、議長において、掛田るみ子さん及び安田明美さんを指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 00 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 掛 田 る み 子

議 員 安 田 明 美